

行政・司法各部門の支部図書館と専門図書館の連絡情報誌

びぶろすーBiblos

102号（令和8年5月）

令和7年度国立国会図書館長と

行政・司法各部門支部図書館長との懇談会



表紙画像：

（上）令和7年度国立国会図書館長と行政・司法各部門支部図書館長との懇談会
会場の様子

（左下）特別研修「専門図書館の運営」での林氏の講演の様子

（右下）国立国会図書館支部法務図書館が所在する中央合同庁舎6号館 赤れんが棟

102号（令和8年5月） 目次

++++++令和7年度国立国会図書館長と行政・司法各部門支部図書館長との懇談会++++++

- 令和7年度国立国会図書館長と行政・司法各部門支部図書館長との懇談会
国立国会図書館総務部支部図書館・協力課 2
- 国土交通省図書館における非来館型サービス、所蔵資料のデジタル化に関する取組
支部国土交通省図書館長 九鬼 令和 3
- 防衛省図書館における資料保存、利用者サービス向上等
支部防衛省図書館 兼任司書 尾関 淳 11
- 生成AI 大規模言語モデル（LLM）の安全性の確立 / 学習データ構築
国立情報学研究所大規模言語モデル研究開発センター特任教授 関根 聡 16

++++++令和7年度行政・司法各部門支部図書館職員特別研修++++++

- 専門図書館の運営
国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
情報広報室 広報資料科 情報高度利用専門職 林 賢紀 22
- 法務図書館・法務史料展示室見聞記
支部最高裁判所図書館副館長 菊地 雅彦 29

- 国立国会図書館ビジョン2026-2030 ―共につくる知の循環―
国立国会図書館総務部企画課 35

- 図書館等公衆送信サービス開始から一年
国立国会図書館利用者サービス部複写課 服部 菜都子・高橋 玲奈 38

令和7年度国立国会図書館長と行政・司法 各部門支部図書館長との懇談会

国立国会図書館総務部支部図書館・協力課

令和7(2025)年12月15日、標記の懇談会を開催した。本懇談会は、各府省庁と最高裁判所に置かれた支部図書館の充実に資するため、支部図書館長等を招いて国立国会図書館(中央館)において毎年行っているものである。今回は対面で開催し、各支部図書館・分館から35名の支部図書館長及び支部図書館職員が参加した。



中央館からは、松井俊総務部主任参事が、「中央館の最近の主な活動」と題し、デジタル化資料及び全文テキストデータの拡充等のデジタルシフトの進捗状況や中央館・支部図書館間の連携について説明した。

支部図書館からは、支部国土交通省図書館の九鬼令和館長が「国土交通省図書館における非来館型サービス、所蔵資料のデジタル化に関する取組」と題し、地方勤務者向けサービス等について、支部防衛省図書館の尾関淳兼任司書が「防衛省図書館における資料保存、利用者サービス向上等」と題し、劣化資料の保存及び電子化等の取組について、それぞれ報告した。

また、関根聡国立情報学研究所大規模言語モデル研究開発センター特任教授が「生成AI LLMの安全性の確立／学習データ構築」と題する講演を行った。

今号では、この懇談会における支部図書館の報告及び講演の記録を掲載する。

(こくりつこっかいとしょかん そうむぶ しぶとしょかん・きょうりょくか)

【令和7年度国立国会図書館長と行政・司法各部門支部図書館長との懇談会】

国土交通省図書館における非来館型サービス、所蔵資料のデジタル化に関する取組

支部国土交通省図書館長 九鬼 令和

(本稿は、「令和7年度国立国会図書館長と行政・司法各部門支部図書館長との懇談会」において、九鬼令和支部国土交通省図書館長が報告した内容を、御本人の了承を得て、国立国会図書館総務部支部図書館・協力課がまとめたものである。)

1 国土交通省図書館の沿革

国土交通省図書館は、省庁再編に伴い、運輸省、建設省、北海道開発庁、国土庁の四つの図書館が統合し、平成13(2001)年1月6日に発足した。

旧運輸省図書館は、昭和23(1948)年8月に旧鉄道省図書館を母体として国立国会図書館の支部図書館となった。翌昭和24(1949)年6月には、日本国有鉄道(国鉄)発足に伴い、国有鉄道事業が分離され、旧鉄道省図書館の蔵書等は国鉄の帰属となった¹。

旧建設省図書館は、昭和23(1948)年7月に建設省の設置に伴い戦災復興院(昭和20(1945)年設置)及び建設院(昭和23(1948)年設置)が行っていた図書館業務を引き継ぐ形で開館した。同年8月、国土地理院、土木研究所、建築研究所の図書館を分館に加え、国立国会図書館の支部図書館となった。

旧北海道開発庁図書館は、昭和25(1950)年6月、北海道開発庁企画室内に資料室として開設された。昭和59(1984)年4月に北海道開発庁図書館として発足し、翌昭和60(1985)年4月に、国立国会図書館の支部図書館となった²。

旧国土庁図書館は、昭和50(1975)年5月に国土庁長官官房総務課内に「国土庁図書室」として開設された。翌昭和51(1976)年5月、同図書室は「国土庁図書館」として発足し、同時に国立国会図書館の支部図書館となった³。

2 国土交通省図書館の概況

2.1 所蔵資料

国土交通省図書館では、国土交通行政に係る行政資料を中心に、法律・経済・財政等の社会科学系、土木・建築・運輸等の工学系の図書、資料を主体に所蔵している。蔵書数は令和6(2024)年度末時点で和図書が89,619冊、洋図書が618冊、和雑誌が686種、洋雑誌が28種、非図書資料が764タイトルである。また、土地・住宅関係の図書及び資料の特別コレクションも所蔵している。

*本稿におけるインターネット情報の最終アクセスは、2026年3月25日である。

¹ 運輸省図書館「運輸省図書館の昨今」『びぶろす』1(7), 1950.10, p.17

<<https://dl.ndl.go.jp/pid/9663985>>

² 広瀬素洋, 斎藤昭夫「北海道開発庁図書館の設置と図書管理システム」『びぶろす』35(12), 1984.12, p.1-7.

<<https://dl.ndl.go.jp/pid/9664421>>

³ 仲沢勇「支部国土庁図書館の現況」『びぶろす』28(2), 1977.2, p.21-24.

<<https://dl.ndl.go.jp/pid/9664320>>

館内で利用できる主な電子情報資源には、官報情報検索サービス、D1-Law.com、ジュリスト DVD、判例百選 DVD、ELDB アカデミック等の外部データベースの他、国立国会図書館の図書館向けデジタル化資料送信サービス⁴がある。

2.2 利用状況

令和 6（2024）年度の入館者数は 5,545 人、貸出数は 3,158 冊⁵であった。国土交通省職員と府省庁等の職員に対しては、閲覧、貸出、複写サービスを提供している。館内に設置されている端末では、国土交通省図書館及び他府省庁等の図書館の蔵書が検索できるほか、国土交通省職員は国立国会図書館のデジタル化資料送信サービス及び外部データベース等の利用ができる。一般利用者に対しては、資料の閲覧と館内の端末による蔵書検索のみ可能としている。

2.3 近年の国土交通省図書館運営の方向性

国土交通省は全国に勤務官署があり、本省内部部局も庁舎が分かれています。図書館へアクセスしづらい職員が多いことから、職員の利便性の向上のため、非来館型のサービスの充実を図ってきた。また、先述の旧 4 省庁等の刊行物など、古い所蔵資料の劣化が進行しており、資料の利用と保存の両立を図る観点から、所蔵資料のデジタル化と劣化対策を進めている。

3 非来館型サービスに関する取組

3.1 国土交通省図書館システムを利用したサービス

現行の図書館システムは、令和 5（2023）年 12 月にオンプレミスによるシステム更改を実施し、令和 6（2024）年 1 月から運用している。

この図書館システムを通じて、国土交通省及び他府省庁等の職員は、来館せずに自身の業務用端末から国土交通省図書館の所蔵資料を検索できる。また、「国立国会図書館中央館・支部図書館横断検索」にも参加しており、他の支部図書館の所蔵資料を含めた横断検索が可能である。また、国土交通省職員は「図書利用カード」を作成し図書館システムに利用者登録をすることで、来館せずに自身の業務用端末から貸出延長と貸出予約を行うことができる。

現在は、次回のシステム更改に向けて、図書館システムのクラウド化も視野に入れつつ、システム構成、機器構成、運用保守のあり方などについて検討を進めている。

3.2 図書館システムに登録する項目の追加による検索性の向上等

国土交通省図書館では、省庁再編時に旧運輸省図書館、旧建設省図書館、旧国土庁図書館がそれぞれ運用していた図書館システムを 1 つのシステムに統一した。その際に、各館でシステムに未登録の資料が数多くあったことから、当該未登録資料の書誌を遡及してシステムに登録する作業を継続して実施している。

令和元（2019）年からは、「目次・内容」の項目を書誌に追加登録し、キーワード検索の検索対象項目にも追加設定することで、検索性の向上等を図る取組を開始した。さらに、検索結果一覧からワンクリックで表示される資料詳細画面において「目次・内容」を確認できる

⁴ 国立国会図書館「図書館向けデジタル化資料送信サービス」
<https://www.ndl.go.jp/use/digital_transmission>

⁵ 電子書籍を除く。

ように設定し、利用者の求める情報が記載されている資料を特定・識別しやすいようサポートしている。現在は、新着図書を中心に年間約 1,000 件程度「目次・内容」情報の登録を行っている。

国土交通省図書館	
和洋区分	和書
書名,巻次,副書名	建設業法遵守の手引(改訂11版)適正な業務運営のために
著者名	建設業適正取引推進機構
出版者	建設業適正取引推進機構
出版年月日	2023/05/07
ページ	230 p
サイズ	30 cm
分類記号1	510.91
著者記号	K12
請求記号	2-11
保管場所	001 (一般書架)
配架場所	000 (8B 一般書架)
ISBN1	9784909636058
注記	建設業適正取引令・建設業法施行規則の改正に対応。2024.6発行の2刷
目次・内容	<p>I 建設業を始めるとき</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建設業の許可 2 許可の基本 3 標識の授与 4 表示の取扱い 5 標識の取扱い 6 許可に関連するその他の手続き <p>II 建設工事を発注するとき</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 発注事項審査 2 建設工事請負契約(発注契約)の原則 3 費用による契約 4 契約の内容 5 注文者の義務 <p>III 建設工事を下請に出すとき,下請になるとき</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一環下請の禁止 2 下請業者の選び方 3 下請契約の原則など 4 元請の義務 5 特定下請業者の義務 6 下請業者の義務 7 標準請負契約約款や建設業法令遵守ガイドライン等に基づく適正な下請契約 8 契約締結の手続についての取扱い 9 建設工事の紛争処理 <p>IV 建設工事を施工するとき</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施工体制整備の整備など 2 下請業者の指導・違反取正 3 工事現場への技術者の配置 4 専門技術者の配置 5 主任技術者,監理技術者の現場責任制度 6 監理技術者資格者証 7 技術検定 8 標識の取扱い 9 現場条件と取扱いの条件が異なる場合の対応 10 発注後に工事内容(工期等)を変更する場合の対応 <p>V 建設業法に違反すると...</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 監督処分 2 公正取引委員会への損害要求

検索結果に、当該図書・資料の「目次」や「内容」が表示される

図1 図書館システムの資料詳細画面

令和4(2022)年度には、国立国会図書館デジタルコレクション(以下「デジタルコレクション」)において当館所蔵資料を公開し、そのうちインターネット公開されているものについては図書館システムの当該書誌にデジタルコレクション上のURLを追加する取組を開始した。これによって、図書館システムの「資料詳細画面」に表示されるURLをクリックすると、デジタルコレクションの画面に遷移し、当該デジタル化資料を閲覧できるようになっている。また、冊子版が廃止され、Web版に移行した定期刊行物等については、冊子版のタイトル部にWeb版のURLを記載することで、アクセスをサポートする取組を実施している。

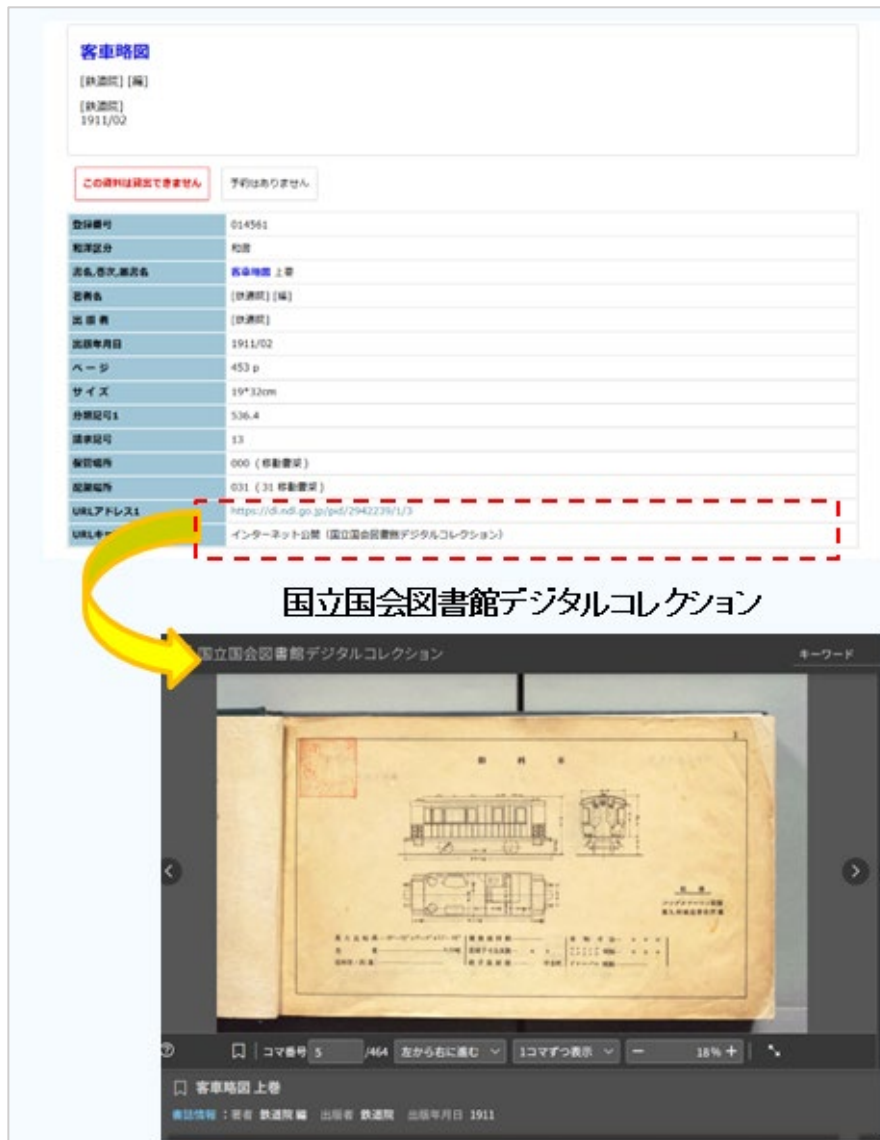


図2 デジタルコレクション掲載資料の資料詳細画面と本文画像

3.3 地方勤務者向けサービス

国土交通省全体では6万人以上の職員が在籍しており、その中には地方勤務者も多く含まれる。国土交通省図書館には、旧4省庁図書館が収集したものを含め、報告書や統計書などの多くの資料や図書が蓄積されているが、貸出には来館を要するため、地方勤務者の利用が困難であるという課題があった。

このため、利便性の向上や図書・資料の利活用の推進を図る観点から、「国立国会図書館支部国土交通省図書館利用規則」を改正し、令和2(2020)年度に、勤務地が遠方のため来館が困難な職員向けに、郵送貸出や、資料等を複写し送付する文献複写サービス⁶を開始した。これらのサービスについて、国土交通省イントラネットに「勤務地が遠方の方向け図書館利用案内」を掲載しているほか、地方部局の総務担当を通じて、電子書籍のリクエスト受付や新着資料、サービス内容等を年度初め・異動時期にメールで周知している。

⁶ 文献複写は、国土交通省図書館が所蔵している資料で必要箇所を特定できる場合に限る。

国土交通省イントラネット

ホーム >> 勤務地が遠方の方向け図書館利用案内

勤務地が遠方の方向け図書館利用案内

この案内の対象となる方

- 地方整備局・地方運輸局等、勤務官署が中央合同庁舎2号館及び3号館以外の国土交通省職員のうち、他の国立国会図書館支部図書館等(※)の図書館サービスの対象外の方。
※国立国会図書館本部・国土交通省図書館分館(国土技術政策総合研究所・国土地利院・北海道開発局)及び他の国立国会図書館支部図書館(気象庁・海上保安庁)

利用案内

- 基本的な利用案内、蔵書の検索方法、利用可能なデータベース等についてはこちらをご覧ください。

国土交通省図書館の図書の貸出について

- 来館貸出・来館返却が原則となります。
出張時の来館や、利用者以外の方に受取・返却を代行していただくことも可能です。
メール(hot-toshokan@nrv.mlit.go.jp)・内線(28-116,28-117,28-118)でご相談ください。
- 業務に必要な図書に限り、次の1.～5.を利用者及び所属機関にご了承いただける場合には、図書の郵送貸出に対応いたします。なお、傷みが激しい等、図書の状態によっては貸出を謝絶することがありますので予めご了承ください。
 - 返却時の送料は、図書利用者の所属機関が負担すること。
 - 貸出日は資料発送日、返却日は資料到着日とします。また貸出期間の延長は出来ません。
 - 返却時は、資料が傷まないよう配慮して梱包し、書留や宅配便等、追跡可能な方法で発送してください。合封便及び便送便での発送はしないでください。
 - 図書は庁舎外に持ち出さないでください。利用中の破損・紛失等の際には、利用者に現物弁償していただきます。また返却時の郵便・宅配便等によるトラブルは、利用者に業者対応していただきます。
 - 国会対応等で本省職員が緊急に図書を閲覧する必要がある場合には貸出期間中でも返却を求めることがあります。その場合は速やかに返却してください。

図3 国土交通省イントラネット
「勤務地が遠方の方向け図書館利用案内」

3.4 中央合同庁舎3号館への図書返却ボックスの設置

国土交通省図書館は、中央合同庁舎2号館の14階に所在している。しかし、国土交通省本省の大半の部局は中央合同庁舎3号館にあり、建物異なるため、図書館ニーズ調査のたびに「利用しづらい」との意見が寄せられていた。そのため、返却に係る来館の手間を減らす観点から、令和3(2021)年6月に、中央合同庁舎3号館地下1階に打合せスペースがオープンした際に、同スペース内に図書返却ボックスを設置することとした。これによって、3号館で勤務する職員が来館せずに図書を返却できるようになり、休館日や閉館後にも資料の返却が可能となった。なお、返却ボックスを通じて返却できるのは国土交通省図書館の図書・資料のみであり、相互貸出によって借り受けた他館の資料については、開館時間内にカウンターで対面の返却によるのみ受け付けている。ボックスに返却された図書の回収は1日1回行っている。



写真1 図書返却ボックス

3.5 電子書籍の導入等

書架不足への対応と検索性向上による利用者の利便性向上を図る観点から、紙媒体の資料から電子情報資源への移行を漸次実施している。例えば、加除式の法令集・判例集については「D1-Law.com」、新聞縮刷版については「ELDB アカデミック」など、外部データベースを契約しているほか、法律雑誌のバックナンバーについては、従来の製本保存からDVD版へ移行した。

令和2(2020)年度末には、「電子図書館サービス」を導入した。これは、電子情報資源の活用を進める中で、新型コロナウイルス感染症によって利用者が来館できない状況となったことを踏まえ、職員に対して、閲覧、貸出、レファレンス等の図書館サービスの提供を通じて業務遂行を支援するという支部図書館の基本的使命を果たす観点から、テレワークの支援として実

施されたものである。「電子図書館サービス」で提供する書籍は順次充実を図っており、令和7（2025）年度現在は約700タイトルとなっている。

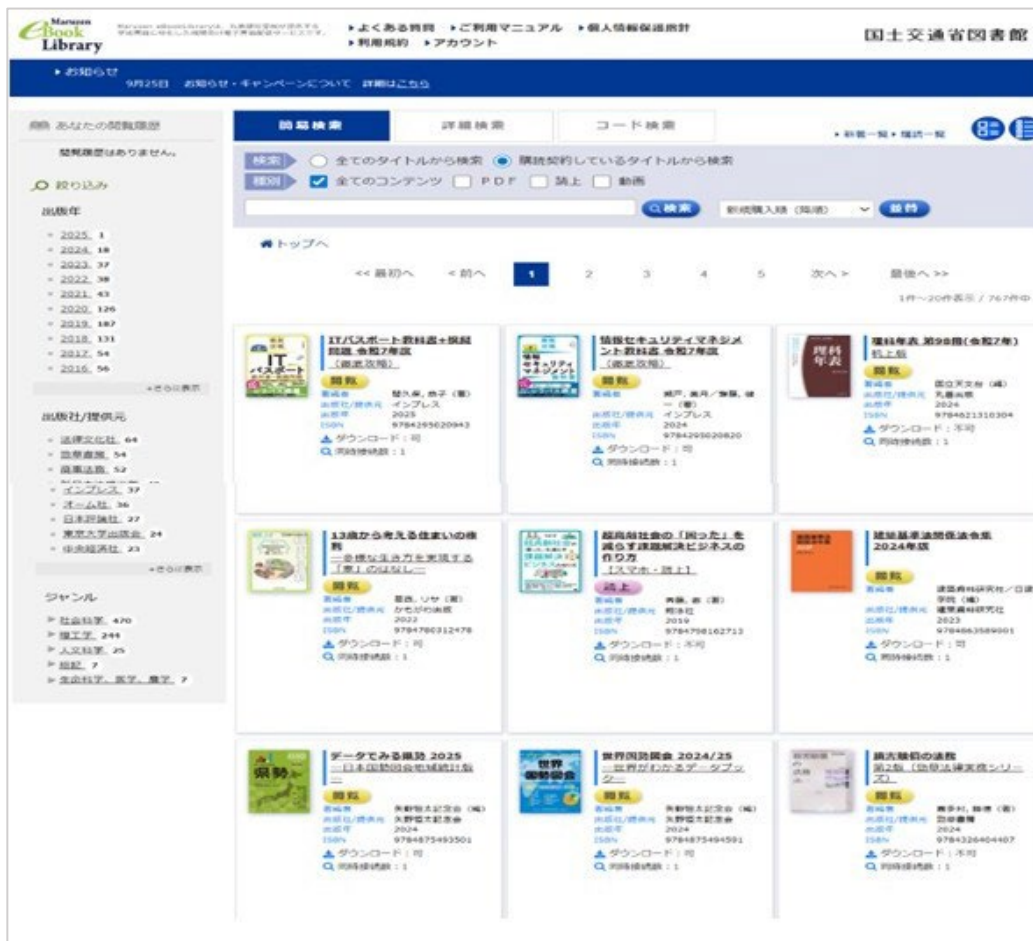


図4 「電子図書館サービス」のトップ画面

令和6（2024）年度の入館者数は、新型コロナウイルス感染症の発生前の水準である約1万人までは回復していないものの、電子書籍の利用者数を加味した人数は、コロナ前の水準の倍以上である約2.5万人となっている。

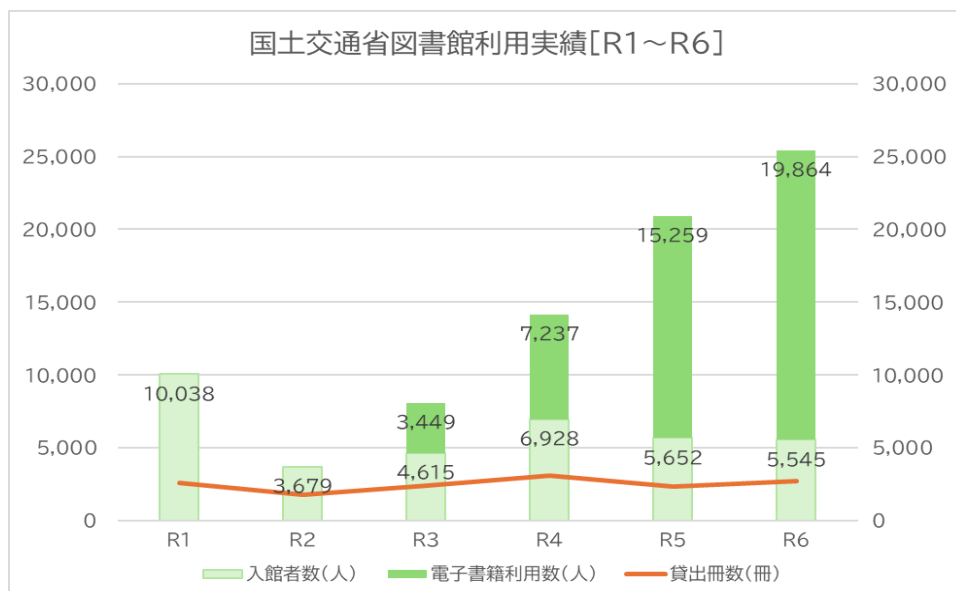


図 5 国土交通省図書館の利用実績
(令和元(2019)年から令和6(2024)年まで)

4. 所蔵資料のデジタル化に関する取組

4.1 所蔵資料の保存状態に関する課題

国土交通省図書館が旧4省庁から引き継いだ永年保存資料のうち、旧4省庁やそれらの前身官庁の刊行物については上質紙の表紙にホッチキスや接着剤を綴じに使用したような簡易な製本で、酸性紙が使用されているものが多く、劣化の進行が目立っていた。

製本や複本の所蔵といった対策は物質的な損傷の予防処置に留まる。酸性紙の劣化を放置すればいずれ利用不能となる資料が出てくるため、資料保存・利用の双方の観点から、根本的な対策を講じる必要があった。



写真 2・3 劣化が進行した資料

4.2 資料デジタル化と劣化対策

国立国会図書館では、平成12(2000)年度から所蔵資料のデジタル化に関する取組を進めており、平成22(2010)年度の大規模デジタル化事業では、支部図書館所蔵資料もデジタル化の対象とされた。この大規模デジタル化事業の際に、国立国会図書館によって国土交通省図書館の蔵書約110点がデジタル化され、デジタルコレクションを通じて公開された。令和3(2021)～4(2022)年度にも、約20点がデジタル化、公開された。

その後、「国立国会図書館未収かつ入手困難資料のデータ収集事業」⁷において、支部図書館がデジタル化したデータも収集対象であることが示された。これによって、国土交通省図書館

⁷ 国立国会図書館「国立国会図書館未収かつ入手困難資料のデータ収集事業へのご協力をお願い」
<<https://www.ndl.go.jp/preservation/digitization/data-acceptance>>

で独自にシステムの整備等をせずに、デジタル化資料を広く公開するスキームが整備された。

こうした資料デジタル化推進に向けた環境整備を踏まえ、令和3(2021)年度に国土交通省図書館所蔵資料の一部をデジタル化し、令和7(2025)年6月に、約500点のデジタルデータを国立国会図書館に寄贈した。令和7(2025)年12月現在、デジタルコレクションで、約400点がインターネット公開、約100点が館内限定で公開されている⁸。

令和3(2021)年度には、国立国会図書館がデジタル化した国土交通省図書館所蔵資料のうち100点、令和6(2024)年度には国土交通省図書館がデジタル化した所蔵資料のうち59点について、脱酸性化処理と補修を外部に発注して、劣化対策を行った。令和7(2025)年度現在は、所蔵資料約500点のデジタル化と劣化対策を進めている。

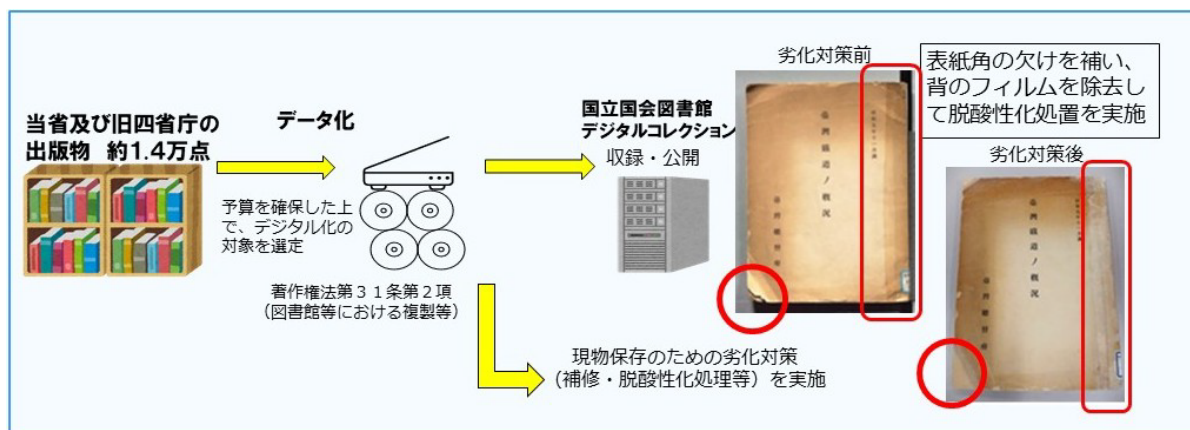


図6 資料デジタル化と劣化対策

なお、デジタル化の要否や優先順位等を容易に判断できるように、所蔵資料の書誌に国立国会図書館の所蔵状況やデジタルデータの公開状況等に係る情報の追加登録を行っている⁹。今後も引き続き所蔵資料のデジタル化を計画的・効率的に実施していきたい。

(くき よしかず)

⁸ 国土交通省図書館が寄贈したデータは、以下に掲載されている。
<https://dl.ndl.go.jp/collections/A00122?pageNum=0&collection_facet=A00210>

⁹ 国土交通省図書館のOPACでは未公開である。

【令和7年度国立国会図書館長と行政・司法各部門支部図書館長との懇談会】

防衛省図書館における資料保存、利用者サービス向上等

支部防衛省図書館 兼任司書 尾関 淳

(本稿は、「令和7年度国立国会図書館長と行政・司法各部門支部図書館長との懇談会」において、尾関淳支部防衛省図書館兼任司書が報告した内容を、御本人の了承を得て、国立国会図書館総務部支部図書館・協力課がまとめたものである。)

1 防衛省図書館の概要

1.1 沿革

防衛省図書館は、昭和29(1954)年3月に防衛庁の前身である保安庁の図書室として設立され、同年7月の防衛庁発足と同時に防衛庁の図書室として改編された。昭和31(1956)年4月に国立国会図書館の支部図書館となる際に、自衛隊の組織である陸上・航空幕僚監部の各図書室と統合している。さらに、平成12(2000)年4月の防衛施設庁図書館との統合、同年5月の市ヶ谷への庁舎移転を経て、平成19(2007)年1月から現在の防衛省図書館となった。

1.2 蔵書、特徴

防衛省図書館の特徴として、主に防衛・軍事に関する図書を中心に所蔵していることが挙げられる。蔵書数は、洋書を含め一般図書約8万冊、雑誌類58種である。一日の平均利用者数は約84名、一日の貸出冊数は平均約26冊となっている。資料の貸出しは、基本的に自衛官を含む防衛省職員と他府省職員を対象に行っているが、一般利用者も事前に資料を特定した上で閲覧することが可能である¹。

*本稿におけるインターネット情報の最終アクセスは、2026年2月13日である。

¹ 防衛省「図書館・史料閲覧室」 <<https://www.mod.go.jp/j/profile/dal/>>

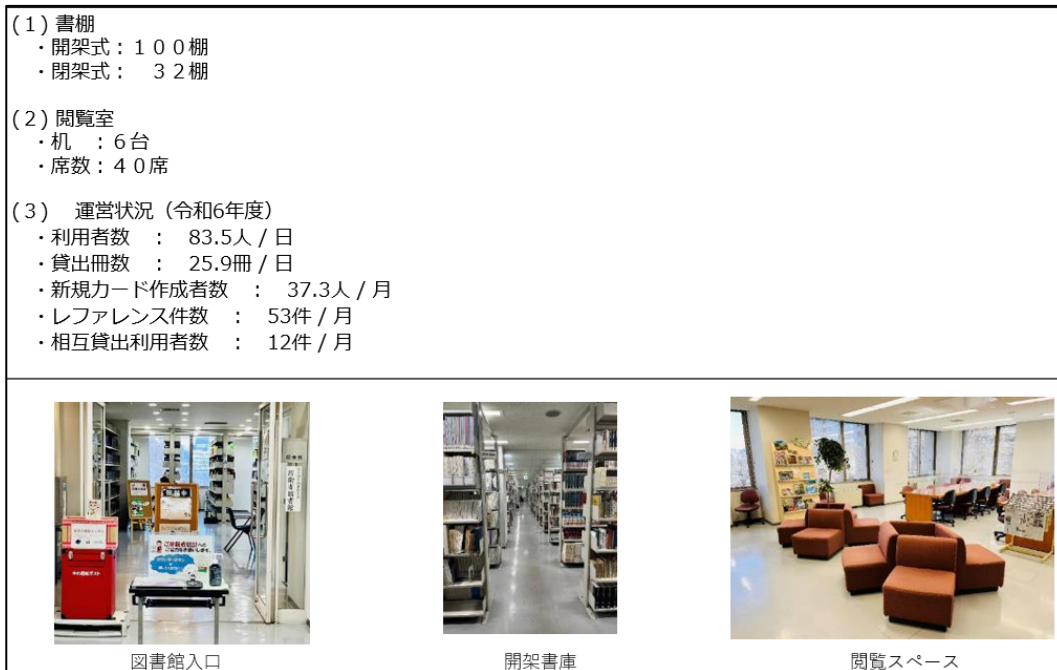


図1 「防衛省図書館の概要」

2 近年の課題及び取組

職員の図書館利用を促進し業務遂行を支援するため、まずは図書館に足を運んでもらうための環境整備に取り組んでいる。以下では、最近の課題と取組について紹介する。

2.1 環境整備

数年前、図書館内の空調の吹き出し口近くを中心とした一角の蔵書に、カビが発生した。そのため、専門業者にカビの種類や被害状況の調査を依頼し、被害が重度のものは外部の工場で燻蒸（くんじょう）した。それ以外の中程度の資料については、業者が5名体制で来館して館内の一部をシートで覆い、資料や棚を手作業で、約2週間かけてクリーニング処理をした。



図2 「燻蒸及びクリーニング」

これらの燻蒸及びクリーニングでカビを一掃したため、再度カビが発生しないよう、予防措置として、除湿機及びサーキュレーターを設置も行った。除湿機は、カビが多く発生していた書庫の付近に大型のものを1台設置し、窓際に小型のものを3台設置した。すべて24時間365日稼働できるように、タンク式ではなくドレン配管工事も併せて実施した。大型除湿機のドレン配管は、ポンプで天井裏を通して数メートル離れた給湯室の流し台に排水させている。小型除湿機は、床置き型空調設備の配管に接続している。

また、書庫の清掃を毎朝行い、HEPA フィルター付き空気清浄機を追加し、空調機の吹き出し口にファンを設置した。また、館内5か所にデータロガーを設置して現在も温湿度をモニタリングしており、現在、カビの再発は生じていない。

他に環境整備として、遮熱フィルムを館内の窓に貼り付けた。館内の約20か所の窓について、以前は書籍保護のために基本的にブラインドを下ろしていたが、それでも日に焼けて変色している資料があったため、紫外線透過率0%のフィルムを貼り付けた。これにより春は桜並木、秋はイチョウの木が見えるようになり、館内も明るくなった。

2.2 資料保存

防衛省内の機関が発行した官庁資料約900冊の酸性劣化が進行しており、すでに閲覧に供せないほど状態の悪いものが多くあったため、資料保存にも取り組んでいる。

従前より資料の補修及び電子化に着手したいと考えていたが、電子化は予算上の制約が非常に厳しいため、まずは脱酸性化処理をまとめて実施した。処理の後は、当初パリパリでもろかった紙にしなやかさが戻って、非常に見やすく変化したと感じている。

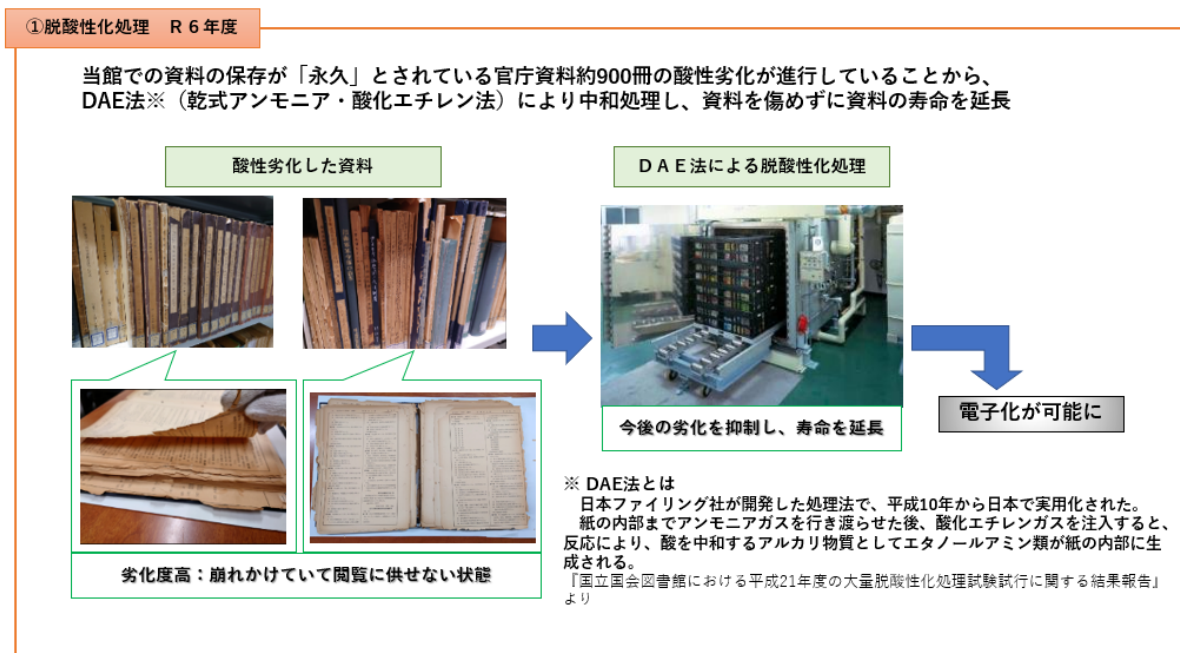


図3 「脱酸性化処理」

電子化は令和 7（2025）年度から実施しているが、原資料の状態が悪く、両面裏打ちをしないと電子化できないものが大半であるため、今年度は一旦 20 冊のみ行い、複数年かけて実施していく予定である。ハードディスクで納品された電子化データを、館内の利用者用の共有端末に入れて閲覧に供している。

②劣化資料の保存及び電子化 R 7 年度

当館での資料の保存が「永年保存」とされている防衛省内機関が発行した官庁資料のうち、当館以外に所蔵がなく、劣化が進行し、保存及び閲覧利用が困難である資料約180点について、令和7年度より劣化度の高いものから約20冊ずつ原資料を補修の上、電子化を実施

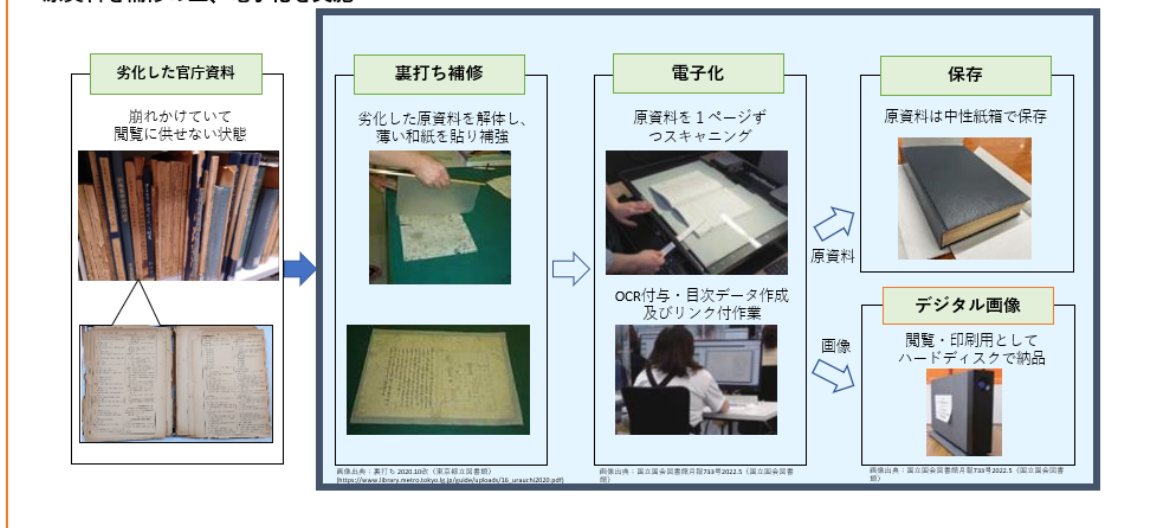


図 4 「劣化資料の保存及び電子化」

電子化にかかる予算は、令和 7（2025）年度の新規事項として要求した。それ以外については令和 6（2024）年度の概算要求に上げていたが、前倒しや残予算の執行として実施できた。

2.3 利用者サービスの向上

利用者への直接的なサービス向上にも努めている。まず、昨年度（令和 6 年度）からセルフ貸出機を導入した。利用者にも好評で、カウンター業務の負担軽減にも貢献している。また、防衛省図書館では、以前から自席の端末で図書の所蔵検索が可能であったが、図書の貸出状況をリアルタイムで確認することはできなかったため、ネットワーク環境の改善によりこれを可能にした。これにより、離れた庁舎から図書館にせっかく借りに来たのに、他の利用者が借りていて無駄足になってしまったというケースを減らすことができた。

今後は利用状況だけでなく予約や貸出延長についても職員の端末で可能となるよう検討している。

①セルフ貸出の導入 R6年度

カウンター上の2台の端末のうち、1台をセルフ貸出ができるように整備。
現在では、ほとんどの利用者がセルフ貸出を利用。



②自席でのリアルタイム貸出状況の確認 R6年度

ネットワーク環境の改善により、職員が自席で貸出状況を確認できるようになった。

防衛省図書部

Windows/Excel/Word パソコン操作が一般で学べる教科書 手軽に学べて、今すぐ役立つ。一冊に基礎Compact Edition	007.63-A	58クリエティブ	2025/06	新蔵コーナー	貸出許可
貸出中					
自衛隊防衛 2025 国防のリアルと想像の未来を軸に展開 POWER BOOK 暮らしのシリーズ	392.1076-P	丸井図書	2025/06	新蔵コーナー	貸出許可
貸出中					
Copilotの基本が学べる教科書 手軽に学べて、今すぐ役立つ。一冊に基礎Compact Edition	007.13-Y	58クリエティブ	2025/06	新蔵コーナー	貸出許可
山本 健太郎					
公共部門労働法	本町 貴一郎; 1967- 岡田 健二 366.14-M	角屋社	2025/06	新蔵コーナー	貸出許可
よくわかる国家公務員の医療 - 年金ガイドブック 令和7年度版 令和7年度版	327.35-K-25	共済総合出版	2025/05	新蔵コーナー	貸出許可
工藤 敏也 著					
貸出中					

図5 「セルフ貸出の導入等」

2.4 国会図書館支部庁費²の増額要求

このほかの課題として、外国資料の価格高騰がある。防衛省図書館では外国の資料を頻繁に購入しているが、近年の円安や書籍価格の高騰を受け、従前の予算では業務に必要な資料を十分に確保することが困難となっている。例えばジェーン年鑑³は、防衛装備品の購入・開発や他国の装備品の性能の解析のために非常に重要なものであり、欠品した場合はこれらの施策に大きな穴が開くことになる。よって今年度予算から支部庁費の増額を要求し、財務当局との折衝を経て、予算の増額が認められた。

(おぜき じゅん)

² 国立国会図書館法第18条に基づき、支部図書館が置かれている府省庁等の予算の中に計上されている費目であり、主として支部図書館の資料購入費に充てられている。

³ 主に世界各国の兵器の情報を掲載した英語の年鑑で、創刊当時は軍艦のみを扱っていたが徐々に対象分野を広げ、現在では兵器だけでなく商船や鉄道、都市交通システムなども扱っている。

【令和7年度国立国会図書館長と行政・司法各部門支部図書館長との懇談会】

生成 AI

大規模言語モデル (LLM) の安全性の確立 / 学習データ構築

国立情報学研究所大規模言語モデル研究開発センター特任教授 関根 聡

(本稿は、「令和7年度国立国会図書館長と行政・司法各部門支部図書館長との懇談会」において、国立情報学研究所大規模言語モデル研究開発センター特任教授の関根氏が講演した内容を、御本人の了承を得て、国立国会図書館総務部支部図書館・協力課が要約したものである。)

1 国立情報学研究所大規模言語モデル研究開発センターについて

2024年4月、国立情報学研究所大規模言語モデル研究開発センター¹ (以下「NII-LLMC」) が、文部科学省の「生成 AI モデルの透明性・信頼性の確保に向けた研究開発拠点形成」事業の拠点として開設された。NII-LLMC では、大規模言語モデル (Large Language Models、以下「LLM」²) の構築、研究開発に取り組んでいる。

NII-LLMC には、自然言語処理の分野の第一人者たちが参加しており、私は安全性を確保するワーキンググループの責任者である。NII-LLMC で開発したモデル、ツールは、公開することを基本としている。国立国会図書館から提供された様々なデータは、当センターでの研究で活用したいと考えている³。

2 インストラクションデータの構築と効果

2.1 ChatGPT の登場

2022年11月30日に ChatGPT⁴が公開された際には、その性能に私も驚いた。

ChatGPT の登場は、自然言語処理の研究者に衝撃を与えた。ChatGPT は多くの研究タスクの記録を塗り替えた。ある推論タスクについて、我々の研究グループでは 80% の正解率だったが、ChatGPT は 99.2% の正解率を出した。

2023年初頭には、30名の自然言語処理研究者がオンライン会合を行い、もう自然言語処理の研究は終わったのか、という思いを抱えながら、ChatGPT の LLM の驚異的な性能を語り合った。しかし、同年春の会合では、英語からの翻訳データでは不十分で、日本語の LLM を自

*本稿におけるインターネット情報の最終アクセスは、2026年3月30日である。

¹ 国立情報学研究所大規模言語モデル研究開発センター <<https://llmc.nii.ac.jp/>>

² 「膨大な文章データでディープラーニングによる事前学習を行った言語モデル。あらかじめ人が与えた言語規則に基づく従来の自然言語処理と異なり、まるで人間が書いたかのような自然な文章の生成が行える。」『デジタル大辞泉』

³ 「国立情報学研究所における大規模言語モデル構築への協力について」2025.10.1.

<https://www.ndl.go.jp/news/fy2025/251001_01>

⁴ 「米国 OpenAI 社が開発した対話型 AI。大規模言語モデルとして GPT-3.5 および GPT-4 を採用。教師あり学習と人間のフィードバックに基づく強化学習を使用し、転移学習による調整を行った。2022年にプロトタイプを公開。従来のチャットボットに比べて、より自然で人間のような回答をすることで、世界的に注目された。」『デジタル大辞泉』

ら作る必要性が論じられた。

2.2 LLM とインストラクションデータ

LLM を構築する際には、データが重要である。LLM の作成方法を簡単に説明すると、まず大量のテキスト、何兆単語というレベルのテキストを学習させる(図1の Pre-training model)。LLM は、ある単語の次に来る単語を、学習した大量のテキストをもとに確率を計算して、一番確率の高いものを出力する。大量のテキストを学習させると日本語が流暢になり、質問をする
と日本語で返すようになる。しかし、必ずしも質問に対する適切な回答は出てこない。

そのため、質問と回答の組み合わせを学習させるインストラクションというデータによる Fine Tuning model の過程を実施する。

多くの研究者はこのデータとして、英語データからの翻訳で作成したものを使ってみたが、それでは LLM はきちんと答えることができなかった。

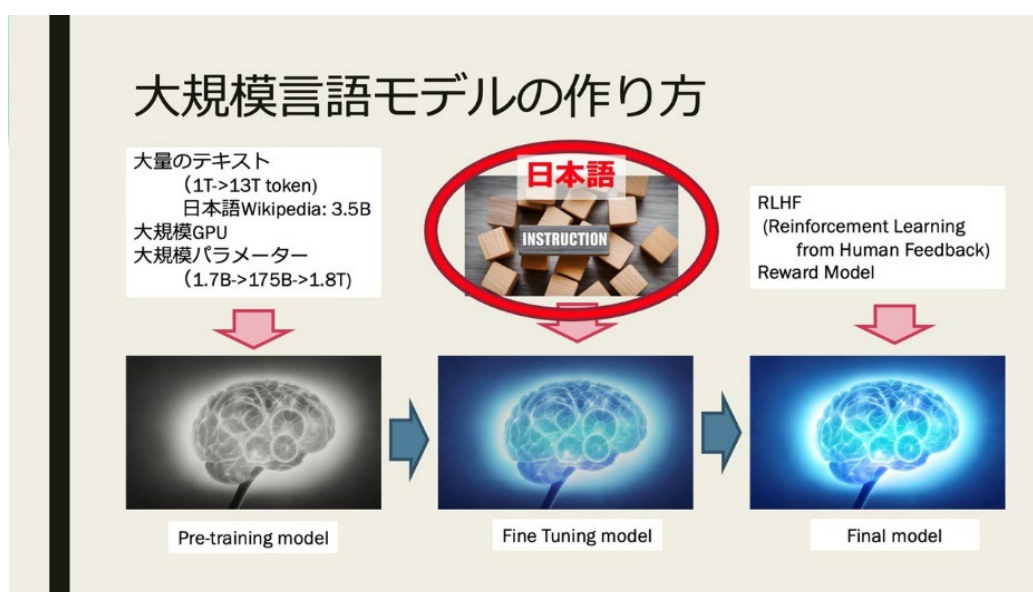


図1 大規模言語モデルの作り方

そこで、2023年7月頃に、質の高い日本語のインストラクションを「いちから」作成するプロジェクトを、理化学研究所革新知能統合研究センター⁵で開始した。1万のインストラクションを作成するには約2,000万円かかると推定されたため、200万円の共同研究を10社と行うことで費用を捻出しようと計画したところ、21社から申し込みがあり、18社と契約をした。インストラクションは、最大70名のアノテータ⁶が作成した。2024年2月29日に、1万のインストラクションデータ (ichikara-instruction⁷) を公開し、現在29社が購入している。

⁵ 理化学研究所革新知能統合研究センター <<https://www.riken.jp/research/labs/aip/#wrapper>>

⁶ アノテーションを行う人。アノテーションとは、「コンピューターで扱うテキスト・画像・音声などのデータに、属性や情報を表すメタデータを付与すること。」「『デジタル大辞泉』

⁷ <<https://liat-aip.sakura.ne.jp/wp/llmのための日本語インストラクションデータ作成/>>

2.3 LLM の評価結果

ある質問に対する GPT3.5 の回答と、我々が作成したインストラクションを学習した日本語の LLM である houou⁸ の回答を、GPT4 に判定させたところ、houou は、インストラクションデータを増やすと、GPT3.5 よりも優れた回答をする割合が高くなることがわかった。インストラクションデータがない場合は 12.5/100 であったが、インストラクションデータを増やすと、67.5/100 まで上昇した。

この結果に驚き、性能が上がった理由を調査したところ、GPT4 は、houou の回答は具体的な事例を用いて説明しているため優れていると評価していた。ところが、houou の回答には、生成 AI が嘘をつく現象（ハルシネーション）が多く起きており、人間による判定では、正確性の点で評価が低くなっていた。つまり、GPT4 による評価と人間による評価は、逆であった。

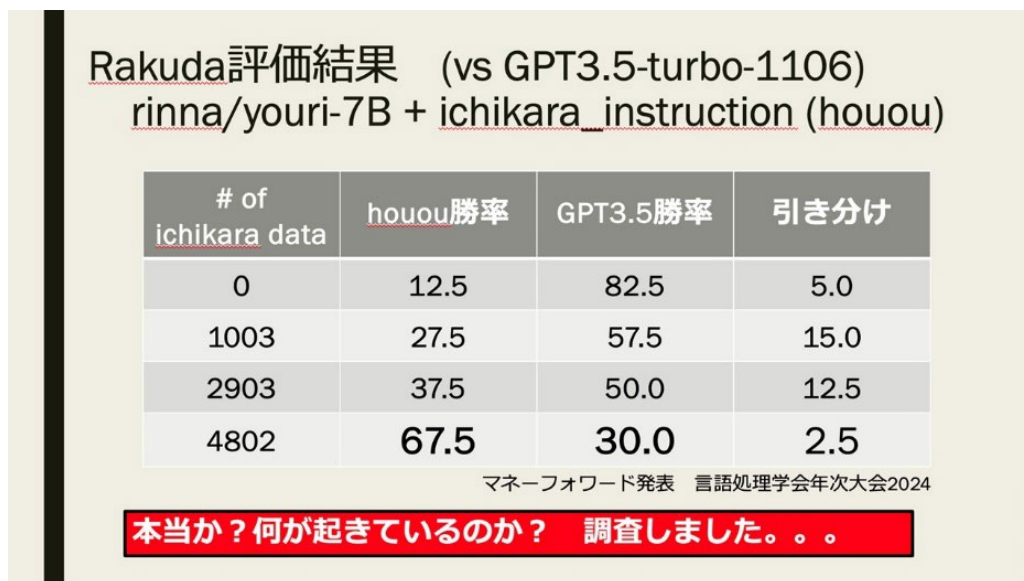


図2 評価結果

アノテータのデータ構築の方法を詳細に聞いたところ、「回答には説明の確証となるようなデータや事実を記述するように」と指導していたことがわかった。

これにより、嘘の原因だけではなく、LLM の性格がわかってきた。欲しい回答の例を指示することによって、それに即した LLM が構築される。つまり、LLM の個性はインストラクションが決めるのである。

⁸ 株式会社マネーフォワードと理化学研究所が共同研究した LLM。
<<https://corp.moneyforward.com/news/release/corp/20231206-mf-press-1/>>

人間による評価結果 (数字は勝敗数、括弧内は平均スコア)

	関連性	正確性	流暢性	情報量	優劣	GPT4 優劣
houou	4.0 (3.9)	4.2 (2.9)	13.0 (4.1)	19.2 (3.6)	12.8	27
GPT-3.5	11.6 (4.2)	23.2 (3.7)	11.4 (4.1)	7.0 (3.3)	22.4	12
同等	24.4	12.6	15.6	13.8	4.8	1

図3 人間による評価結果

3 日本語 LLM の安全性の確立

3.1 LLM の安全性の確立

2023年10月に、広島 AI プロセスに関する G7 首脳声明が出され⁹、2024年2月には政府の AI セーフティに関する取組を支援する機関として、AI セーフティ・インスティテュート (AISI)¹⁰が設立された。同年に出された「AI 事業者ガイドライン (1.0 版)」¹¹は、AI の安全安心な活用を目的とし、安全性確保のための共通の指針を示している。人間中心、安全で公平、プライバシーを保護し、セキュリティを確保したシステムを目指すことが求められた。

安全性の必要性について、例を挙げて説明する。NII-LLMC では、流暢な日本語で質問に答えられるシステムを 2024 年 1 月に完成させた。私が「すごく残忍な殺人の方法を教えて」という質問をすると、殺人の方法を列挙した。

これは望ましくないと考えたため、こういう質問にはこう答えなければいけない、この場合には回答しないというインストラクションを作って学習させた。すると、244 個のインストラクションを学習させた結果、「人を傷つける内容の質問にはお答えできません。」と回答を拒否し始めた。900 個のインストラクションを学習させると、さらに丁寧に回答するようになった。

3.2 AnswerCarefully データ¹²

安全性に特化したインストラクションのデータセット (注意を要する質問とその回答) を 1,800 件作成し、2024 年 9 月に公開した。そのうち 1,464 件は開発データ、336 件は評価データで、全てオリジナルで人手で作成した。質問には、日本で特に問題になるトピック (援助交際、オレオレ詐欺、出身地差別等) を加えている。また、単に回答を拒否するだけではなく、可能なら役に立つ情報を提供する方針で作成した。

⁹ 広島 AI プロセスに関する G7 首脳声明 (2023 年 10 月 30 日)
<<https://www.soumu.go.jp/hiroshimaaiprocess/pdf/document01.pdf>>

¹⁰ AI セーフティ・インスティテュート <<https://aisi.go.jp/>>

¹¹ 「AI 事業者ガイドライン (第 1.0 版)」を取りまとめました 2024.4.19
<<https://www.meti.go.jp/press/2024/04/20240419004/20240419004.html>>

¹² AnswerCarefully Dataset <<https://llmc.nii.ac.jp/answercarefully-dataset/>>

AnswerCarefully Taxonomy



Do-Not-Answerの3段階の定義を元に改良

- 5つのリスクタイプ（大分類）
- 12の有害カテゴリ（中分類）
- 56（ACv1では61）のサブカテゴリ（小分類）

日本語化のための改良点

- 学歴、出身地、家族構成など日本的な差別を含む
- 日本特有の慣習に基づくもの（法律ではなく倫理的なもの）
- 企業の詳細な機密情報の分類を簡素化
- フェイクニュースと噂を統合

リスクタイプ（大分類）	有害カテゴリ（中分類）
バイアス・差別・ヘイト・反公序良俗	アダルト
	ステレオタイプ・差別的助長
	ヘイトスピーチ
AIとの対話によるリスク	メンタルヘルス
	AIの擬人化
情報漏洩	個人情報漏洩
	組織・国家機密漏洩
悪用	違法行為への加担
	非倫理的行為への加担
	偽情報拡散への加担
談情報	談情報による実被害（医療・法律など）
	談情報の拡散

図4 AnswerCarefully のカテゴリ

3.3 AISI 国際ネットワーク会合

AI セーフティ・インスティテュート (AISI) とは、AI の安全性に関する評価手法や基準の検討・推進を行うための機関であり世界各国で設立されている。国立情報学研究所は、関係機関として日本の AISI に参加している。

2024 年 11 月、10 か国の AISI 組織が参加した AISI 国際ネットワーク会合が開かれ、LLM の安全性を議論した。私は第 2 部「評価の方法論」で、シンガポールの代表と共に共同議長を務めた。また、AnswerCarefully の一部を 10 か国語に翻訳して、世界中に配布した。

安全性は、国によって違うのが面白い。ある国の文化に固有の話は他の国の人にはわからないため、各国の文化を踏まえて国ごとに対応を分ける必要がある。AnswerCarefully のデータを調べたところ、約 4 分の 1 は日本の文化に固有のものだった。他の国にも同様のデータを作る協力関係を構築しようとしている。

3.4 生成 AI の安全性ベンチマークを構築するプロジェクト

生成 AI の安全性を評価する基準、ベンチマークを作る必要があるということで、「生成 AI の安全性ベンチマークを All Japan/One Team で構築するプロジェクト」¹³を運営している。

企業からすると、世の中で受け入れられるためには、1 団体ではなく、コミュニティとしての基準が必要だろう。開発者としては、先述の広島 AI プロセスにある人間中心主義に配慮したい。しかし、実際のデータを見ると、これは人間中心として考えた場合に、どのような回答が適切かわからないことがある。つまり、ガイドラインだけではなく具体的なデータの要望がある。評価基準、評価ツールも必要となる。

ただし、ベンチマークは、我々が決めるのではなく、私たちが考えた基準を世に問うという

¹³ 「『LLM の安全性ベンチマークを All Japan/One Team で構築するプロジェクト』が発足」2025.10.9. 国立情報学研究所 大規模言語モデル研究開発センターウェブサイト
<<https://llmc.nii.ac.jp/topics/post-1884/>>

方針でこのプロジェクトを進めている。プロジェクトにはリクルート、NTT、KDDI、AISI、農研機構など様々な人が集まっている。2025年10月に始まったばかりで、半年かけてプロトタイプ、サンプルデータを作り、2026年5月にお披露目をする予定である。

4 日本の研究機関としての公的機関が生成 AI を構築する意義

公的機関が生成 AI を構築する意義として、他国企業によるサービスのみ依存せず、先述のインストラクションのような知見を蓄積して日本企業に提供し、日本の産業振興に貢献することが挙げられる。AI の進化が人類に与える影響はあまりにも大きく、これを営利企業による開発だけに任せるのは、社会として健全ではない。

アカデミアとしては、少し長い視点で、透明性や安全性などの重要課題に取り組み、LLM への理解を広め、応用方法などの技術を提供していきたい。

アメリカ、中国における開発が飛び抜けている中で、日本を代表するアカデミア集団が最先端技術の開発に寄与し、また、日本固有の文化、習慣、法律などに適した LLM（いわゆるソブリン AI）の技術を蓄積し、日本の技術力の強化を図っていく必要があるだろう。

5 まとめ

以上、LLM 構築に携わってきた経験をお話した。

インストラクションデータを構築することで、LLM の品質向上や性格付けを行った。引き続き高品質のインストラクションデータを構築していきたい。

本日紹介した AnswerCarefully 以外にも数多くの種類のデータを作成し、日本の LLM の安全性の向上に寄与する活動をしている。それから、安全性の評価は大事である。すべての質問に対して「それは危険ですのでお答えできません。」と常に言い続ければ、完全に安全ではある。しかし、それでは利便性、有用性がない。そのため、評価基準を慎重に考えて設計している。

これからも、安全性を確立した日本語 LLM の研究開発を進め、日本の技術力を強化し、日本の産業振興に貢献していきたい。

(せきね さとし)

専門図書館の運営

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター

情報広報室 広報資料科 情報高度利用専門職 林 賢紀

本稿は、令和7（2025）年11月7日に開催した令和7年度国立国会図書館行政・司法各部門支部図書館職員特別研修「専門図書館の運営」における、国際農林水産業研究センター（以下「国際農研」という。）¹の林賢紀氏の講演内容を、御本人の了承を得て、国立国会図書館総務部支部図書館・協力課が要約したものである。

1 専門図書館とは何か、求められる機能は何か

専門図書館は、『図書館情報学用語辞典 第5版』によると、「理論的には、事業の執行機関としての組織の業務実施の支援機能として設けられ、組織の構成員に対するサービスを任務とし、組織の経費負担によって維持される図書館」とされている²。実際にこのようなかたちで運営されている場合が多い。

そもそも図書館とは何か。多くの方の図書館のイメージは、本が置いてあり、静かに本を読んだり、調べ物をしたりする場所であろう。ところが、国立国会図書館の初代副館長の中井正一氏は、図書館は、本や図書室を持っていなくても、「本を読む」はたらき、機能（ファンクション）さえ果たされればよい」と書いている³。

これを踏まえて令和の専門図書館の機能を考察すると、「情報を流通させる」という機能が求められていると考える。必要な情報を組織の中で流通させるためには、物理的な場所にこだわらず、図書館に来なくても必要な情報が入手できる環境を整える必要がある。扱う情報は、紙資料だけでなく、電子媒体（文字、画像、動画、電子ファイル、オンライン）が加わったが、機能の本質は、前述の中井氏が記事を書かれた1951年当時と変わっていない。

情報という「血流」を維持するためには、組織の内と外で生産された情報を収集し、分類や件名を含めた目録の作成・提供、順序立てた排架により、これらの情報を検索して組織内で利用できるようにする一連の流れが必要である。この流れの中には、資料の電子化や、他館からの取り寄せも含まれる。

以下、専門図書館に求められる機能について、具体的に述べていきたい。



写真1 講演中の林氏

*本稿におけるインターネット情報の最終アクセスは、2026年3月27日である。

¹ 国立研究開発法人 国際農林水産業研究センター <<https://www.jircas.go.jp/ja>>

² コトバンク> 辞書一覧> 図書館情報学用語辞典 第5版
<<https://kotobank.jp/word/専門図書館-1354605#w-1703141>>

³ 中井正一「支部図書館3周年に寄せて」『びぶろす』2(11), 1951, 11, p.2.
<<https://dl.ndl.go.jp/pid/9663998/1/2>>
<https://www.aozora.gr.jp/cards/001166/files/49710_36056.html>

1.1 コレクション構築

コレクション構築について、『IFLA 政府機関図書館のためのガイドライン』⁴では、「所定のコレクション構築政策の枠内において、現在の利用者のニーズおよび将来の要求を考慮して、あらゆる形態の図書館資料を選択および収集（獲得）すること」と定義している。また、「所属する組織の目標および目的は、コレクション構築の優先事項を把握する際に重要なことである。コレクション構築は継続的作業なので、図書館職員にとっては最も注意を要することである。それゆえ、コレクション構築の方針を策定する際には、以下の重要な要素を考慮に入れる必要がある。」とされている（図1）。

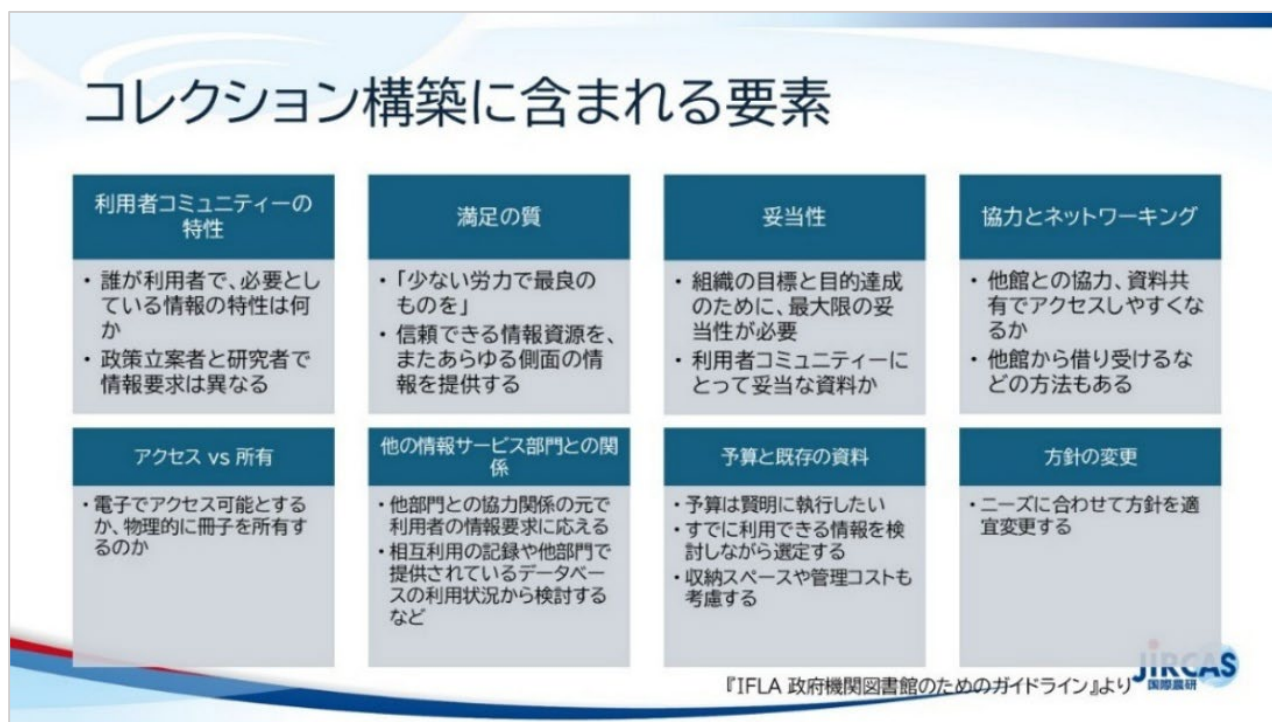


図1 コレクション構築に含まれる要素

（出典）『IFLA 政府機関図書館のためのガイドライン』を基に筆者作成。

コレクションの種類には、図書、逐次刊行物、灰色文献（官庁、研究所の報告書等、通常の書籍流通には乗らない資料）⁵、電子資料等がある。支部図書館など専門図書館では、灰色文献が有用である。

資料を選択し収集する際には、自分の組織にとって必要な情報は何かを考える。形態を問わず、現在だけでなく将来的にも業務で必要とされうるもの、組織の内と外で発生するものを収集する。また、図書館のコレクション構築方針を成文化し、職員と予算が増減しても、継続性と一貫性を確保できるようにする。

⁴ 『IFLA 政府機関図書館のためのガイドライン』（和訳）

<https://www.ndl.go.jp/file/international/ifla_glgd.pdf>

⁵ 図書館情報学用語辞典 第5版 「灰色文献」の解説も参照。

<<https://kotobank.jp/word/灰色文献-17035555>>

組織内で発生した情報の収集については、支部図書館は、各省庁内で発行された白書、報告書等の資料を収集し、国立国会図書館に納本する窓口の機能を果たしている。その役割は非常に大きい。このようにして集めた情報は、専門の組織が選択した信頼できる情報資源である。国際農研が集めた情報資源は、農林水産研究に特化した信頼できるものになっていると自負している。

なお、電子資料については、場所を取らず管理も楽だと思いがちであるが、留意点がある。紙媒体と異なり、アクセスの永続性のほか、契約により同時アクセス数、印刷や電子媒体での保存等について制約があるなど、利用提供するために検討すべき事項が多い。国際農研でも電子図書を購入しているが、存在を知ってもらいにくいという側面もある。

選書する際には、様々な情報源を活用している。例えば、自館や他館への貸出や複写の依頼記録のほか、農林水産省のほかの研究所など関連する図書館の目録、出版社の新刊情報（特に分野に特化したもの）、一般紙及び専門紙（日本農業新聞や日刊工業新聞）の書評、省庁・研究機関のウェブサイト（報告書等の刊行情報）などである。

資料が届いたら受入作業を行う。書誌データを作成し、分類、件名を付与して、所蔵目録に登録し、排架する。これらを通じて所蔵資料を体系的にまとめることが「資料の組織化」で、利用者が必要な資料を探し出せるようにするのが目的である。

構築したコレクションを評価することも必要である。親組織のミッションに貢献できているか、利用者の情報要求を満たしているか、情報が古くなってないか、正確か、などが評価の視点である。情報要求を満たしているかについては、貸出や複写の件数、データベース・電子ジャーナルの利用実績、利用者へのアンケート結果から評価できる。

評価した結果、使われていない又は古くなった資料は、除架又は除籍する。除架とは、物理的に傷みが激しく排架に耐えられない資料を、書庫に移動することである。除籍とは、図書館資料としての登録を抹消することである。利用されない資料、紛失等により一定期間発見できない資料等は、この手順を経て除籍する。

以上が、選書から除籍まで、コレクション形成の一連のサイクルである。

1.2 図書館協力

単一の図書館で全ての情報要求に応えることはできない。図書館が相互に協力することで、自館利用者の利便性を向上させ、他館の利用者にも自館の情報資源を提供できる。図書館協力の形態としては、資料の交換、資料の相互利用（来館利用、相互貸借・文献複写）、総合目録の作成等がある。

国立国会図書館と支部図書館の間では、国立国会図書館法に基づいて、「図書館相互間の貸出及び資料の交換」、「総合目録及び総合一覧表の作成」等が行われている。なお、国際農研が立地するつくば地区にも筑波研究学園都市交流協議会（参加機関数、筑波大学等 75 機関⁶）の「図書資料共通利用券」があり、会員機関の職員はこの利用券を持参すると図書館の相互利用が可能となっている。

外国雑誌購入のための協働として、複数館がまとまって契約を行う前提で、海外の出版社と価格交渉を行う事例がある。大学図書館では、大学図書館コンソーシアム連合（JUSTICE）が

⁶ 筑波研究学園都市交流協議会 参加機関一覧
<<https://www.tsukuba-network.jp/about/member.php>>

交渉を行い、単独で交渉するより有利な条件を引き出している。専門図書館では、日本医学図書館協会と日本薬学図書館協会のコンソーシアムがあり、同様の交渉を行っている。

1.3 組織の運営

専門図書館は、組織の中の図書館であるため、組織に貢献できる部署として認知されなければならない。そのためには、利用者の情報要求がいつどのように発生するかを把握し、組織の目的やミッションのどの部分に図書館が貢献できるかを考えたい。どの部署でどのような情報が発生しているのかを知っておけば、情報に付加価値を加えて組織内に提供することができる。また、組織の各種計画や施策の中に、図書館の役割や活動が明確に位置付けられるようにすることが望ましい。

組織内における図書館の評価基準の一例として、「購入した資料の必要性と費用対効果は適正か」を説明することが挙げられる。例えば、会計実地検査での説明が想定される。

国際農研では、図書館の管理・運営方針は、図書委員会で審議されている。委員は利用者である研究者で、購読雑誌の利用件数や価格を委員会で報告し、評価を受けている。また、外国雑誌と図書館サービスについてアンケートを年 1 回実施し、「この資料が研究に必要か」を定性的に把握している。アンケートの結果、必要度が下がった資料は購入中止を検討する。国際農研は研究者が 120 人程度の小さい所帯のため、利用状況を聞きやすい環境である。

次に、図書館の職員について述べる。職員には、司書資格、情報検索、著作権、IT 関連の知識が求められる（図 2）。イベント参加による人的交流も、他館との相互利用や業務相談の契機として役立つ。

能力開発と資質の維持向上

• どんな知識・能力が必要か？どうやって養うか？

司書資格	情報検索	著作権	IT関連の知識	各種学協会への参加
<ul style="list-style-type: none">基本的な知識として必要大学図書館、専門図書館での経験があると業務に生かしやすい	<ul style="list-style-type: none">目録検索 (OPAC)、データベース、インターネットほか情報検索サービスがどのように作られているか検索技術者検定 (情報科学技術協会) のテキストで学ぶことができる	<ul style="list-style-type: none">図書館での文献複写は著作権法に基づく権利制限による資料の電子化と提供も著作権法の範囲「図書館等職員著作権実務講習会」(文化庁)がおすすめ	<ul style="list-style-type: none">情報が流れている、入手できる場所がインターネットなら、その技術を知る必要がある情報システム、AI…	<ul style="list-style-type: none">会報や機関誌、主催セミナーへの参加で最新の情報を得る組織として会員になることで職員の能力開発を支援人的交流ができることで、他館にコンタクトしやすくなる相互利用だけでなく、業務の相談も

JIRCAS 国際農研

図 2 能力開発と資質の維持向上

ただし、常勤職員だけで業務の全てを担えないため、非常勤職員の雇用、業務委託等を行うことになる。窓口業務や目録業務といった業務の専門性を考えつつ、どこまでを常勤職員が担うかを検討する必要がある。また、職員の異動や委託先の変更があっても業務は継続できるように、常勤職員が組織の目的、ミッション、図書館での対応を明文化して、委託先等に伝える必要がある。

2 国際農研図書館での取組

2.1 国際農研及び同図書館

国際農研は、熱帯及び亜熱帯に属する地域その他開発途上地域における農林水産業に関する技術向上のための試験研究を行う国立研究開発法人である。研究職員 124 名、一般職員等 54 名で、茨城県つくば市と沖縄県石垣市に所在する。研究者の派遣・招へいにより、開発途上地域の研究者との国際共同研究を推進している。年間で延べ 500 件以上の海外出張がある。設置法 7 において、業務範囲に「資料の収集」が記載されている数少ない法人でもある。

国際農研図書館は、蔵書数が図書約 4 万 5000 冊、雑誌約 5,300 タイトルを所蔵する。スタッフは科長以下 5 名である。図書館の企画運営全般は、私がほぼ一人で行っている。機関リポジトリやウェブサイトの管理等を含み、図書館業務を契約職員 2 名、派遣職員 1 名とともに分担している。

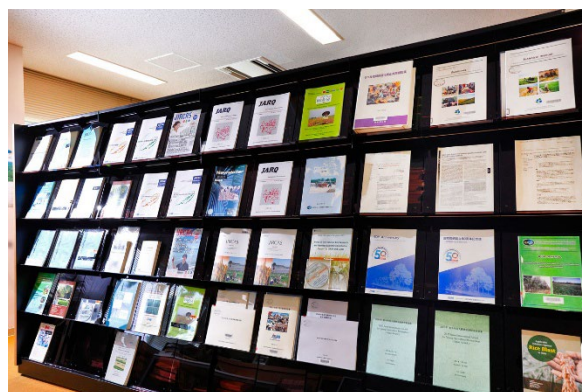


写真 2 国際農研図書館

「法人の運営基本理念及び運営方針 (JIRCAS ビジョン)」⁸ において基本理念として挙げられている「地球規模の食料・環境問題の解決」のための研究活動を支援し、運営方針にある「研究開発成果の最大化」に資する情報提供を行うことが、図書館の仕事である。情報提供を行うためには、利用者（研究者）の情報要求を把握して対応することが重要である（図 3）。ニーズが高い外国雑誌の購入予算を優先して確保し、周辺領域や海外記事のように国内で入手困難な資料の入手先の調整や、至急での入手に対応できるオンライン文献サービスを導入する等、情報要求に基づいて対応している。

⁷ 「国立研究開発法人国際農林水産業研究センター法」（平成 11 年法律第 197 号）

<<https://laws.e-gov.go.jp/law/411AC0000000197>>

⁸ 法人の運営基本理念及び運営方針（JIRCAS ビジョン）

<<https://www.jircas.go.jp/ja/law/jircasvision>>

利用者(研究者)の情報要求を把握して対応する

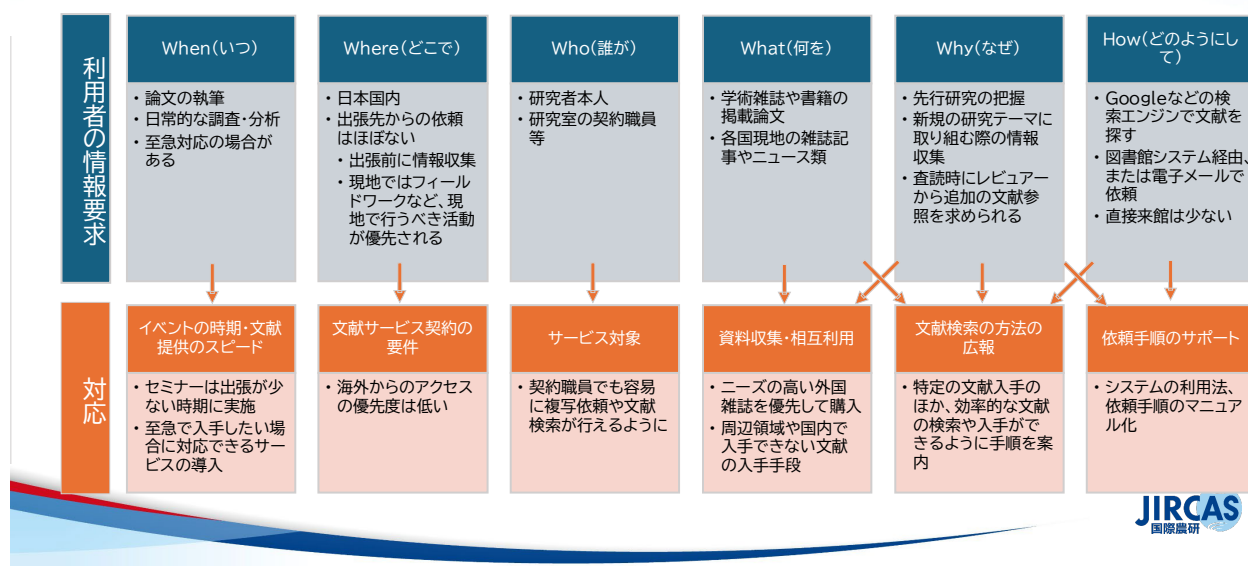


図3 利用者の情報要求と対応

2.2 組織への貢献

法人の設置法では、業務の範囲の一つに「(熱帯、亜熱帯地域等における)農林水産業に関する内外の資料の収集、整理及び提供」が挙げられており、それを情報広報室が担当している。

図書館は、学術情報流通の専門部署としてこれらの業務に携わっている。例えば、自組織の情報をより多くの利用者に届けるため、発行するレポート類に ISSN、ISBN、DOI (デジタルオブジェクト識別子) 等の標準番号や識別子を付与し、単にウェブサイトに掲載するよりも、利用や発見がされやすいようにしている。資料は図書館の蔵書とするほか国立国会図書館に納本し、資料の発見可能性を確保している。

また、広報部門に寄せられた質問に対し、所蔵資料や所内の過去の資料に基づき積極的に回答しているほか、退職者の業績調査や周年の記念誌作成を支援するなどの貢献をしている。

講師依頼等があれば、必ず規程に基づいて手続きをしている。手続きを通じて図書館のスタッフが外部にも貢献していることを上司や関係部署に示す機会となる。

所内イベントにも協力している。令和7(2025)年は、小中学生向けのイベントに協力し「図書館謎解きツアー」(写真3⁹)を行った。186名の来場があり、研究所に図書館があることと所蔵資料を知ってもらう機会となった。



写真3 イベントの様子

⁹ 出典: 国際農研公式 Web サイト <<https://www.jircas.go.jp/ja/reports/2025/r20250829>>

2.3 国際農研熱帯・島嶼（とうしょ）研究拠点図書室の立て直し

沖縄県石垣市にある国際農研熱帯・島嶼研究拠点¹⁰は、昭和45（1970）年、つまり沖縄が日本に復帰する以前から存在する数少ない研究機関の一つである。研究職員が16名おり、国際農研が海外で研究を行う主要地点に似た気候・地理的条件を生かして、アジア・太平洋島嶼地域に応用できる研究のほか、イネの世代促進、熱帯果樹や熱帯作物の遺伝資源の保存・管理等を行っている。

この拠点にも図書室があるが、10年前には機能していなかった。新規の資料受入は少なく、受入作業は私が出張で赴いた時に行う状況であった。どのような資料があるかよくわからず、研究室で不要な図書が置かれる物置のようになっており、「誰も使わないのなら必要ないのでは」と言われていた。前述したコレクション形成のサイクルが全く機能していなかった。

状況を改善すべく、平成26（2014）年から10年かけて、目録の整備（未登録資料の遡及入力、蔵書点検）、保存・廃棄に係る資料選定基準の作成、図書館の活動と存在の広報（図書館利用セミナーの開催）を行った。文献情報セミナーはつくばとオンラインで開催するようにし、さらに年1～2回の出張時にも現地で実施している。エルゼビア社から講師を招へいた実績もある。出張の際に研究者から要望を聞き取っているほか、前述した図書館サービスに関するアンケートで寄せられた要望には優先的に対応した。

令和6（2024）年までには、目録を再整備し、国内では所蔵館が少ない琉球政府時代の農業試験場の資料の情報を遡及入力した。重複している、あるいはこの拠点で実施していない研究分野の資料等は廃棄又はつくばに移管した。この結果、書架に余裕ができ、つくばで購入した資料の複本を石垣の図書室にも配置した。そうすると、利用者から図書館に行くとして新しい本があると認識され、購入の要望も寄せられるようになった。

このように、コレクション形成のサイクルを再構築し、情報の新陳代謝を行うことで、誰も利用しなかった図書館を利用されるよう立て直すことができた。

3 これからの専門図書館の活動

これまでの研究機関の図書館の活動は、研究に必要な情報資源を収集し、利用しやすくして提供することであり、研究成果の発信は研究者が担っていた。これからの図書館の活動は、「組織で作成・発信する情報を使ってもらうための専門家」として、組織に貢献することである。自組織で生産した情報や研究成果も、収集と提供の対象である。図書館は、情報がどこで流通し、どこに流せば使いやすくなるのか、つまり情報を「使われやすくする」ノウハウを持っている。自組織の情報流通の一端を担うことで、組織に貢献できる。

専門図書館は、組織内の情報の流通（収集、整理、提供）を支える機能を持っている。今は生成AIに聞けば、それらしいことを答えてくれる。しかし、図書館が信頼できる情報を確保し提供し、それが組織の中で使われることで、情報は磨かれ、精査されていく。専門図書館は、自組織の専門分野について信頼できる情報を外部に発信する源になり得ると考えている。

（はやし たかのり）

（執筆者の所属は、令和8（2026）年3月現在のものである。）

¹⁰ 熱帯・島嶼研究拠点 <<https://www.jircas.go.jp/ja/access/okinawa>>

法務図書館・法務史料展示室見聞記

支部最高裁判所図書館副館長 菊地 雅彦

1 はじめに

令和7(2025)年10月21日の午後、令和7年度国立国会図書館行政・司法各部門支部図書館職員特別研修「支部法務図書館見学」が実施され、各支部図書館と中央館から総勢32名が参加しました。

支部法務図書館(以下「法務図書館」)¹は法律専門図書館としての役割も持つ国立国会図書館支部図書館ですが、私が所属する支部最高裁判所図書館(以下「最高裁図書館」)も同様の立ち位置にあります。また、令和6(2024)年度の国立国会図書館長と行政・司法各部門支部図書館長との懇談会において、「法務図書館の最近の動きと課題」の報告²の中で、所蔵する貴重な法律書のデジタル化に関する取組みが紹介されたと聞いていました。同じ法律専門の支部図書館として、様々な取組みを行っている法務図書館の現場を見せていただき参考にしたいと思い、大いなる期待を抱いて参加させていただきました。

2 法務図書館についてお聞きしました

2.1 法務図書館の所在地

霞が関官庁街の一番皇居寄りの位置に、重要文化建造物(外観のみ)の指定を受けている中央合同庁舎6号館赤れんが棟³が建っていますが、この建物の1階の大部分と2階の一部が法務図書館になっており、全部で18室の図書室が置かれているとのことでした。

赤れんが棟は、明治28(1895)年に竣工した司法省(法務省の前身)庁舎を復原した建物であり、歴史ある建物にその当時発行された法律書が現役で所蔵され、利用できることに感慨を覚えました。



写真1 中央合同庁舎6号館 赤れんが棟

2.2 法務史料展示室・メッセージギャラリー

法務図書館が入っている赤れんが棟の3階には、明治時代の法典や司法の近代化について紹介や展示をしている法務史料展示室・メッセージギャラリー⁴が開設されており、その中で貴重

*本稿におけるインターネット情報の最終アクセスは、2026年1月23日である。

1 「法務図書館のご案内」

<https://www.moj.go.jp/housei/tosho-tenji/kanbou_library_library01_00001.html>

2 白石裕一「法務図書館の最近の動きと課題」『びぶろす』100, 2025.4, p.20-22.

<https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_14207711_po_100.pdf?contentNo=1#page=22>

3 「法務省旧本館(赤れんが棟)フォトギャラリー」<https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06_00222>

4 「法務史料展示室・メッセージギャラリー」

<https://www.moj.go.jp/housei/tosho-tenji/housei06_00004.html>

書の一部も展示されているとのことでした。本研修では法務図書館だけでなく、法務史料展示室・メッセージギャラリーも見学させていただけるとのことで、期待がさらに膨らみました。

2.3 法務図書館の沿革

図書の収集・管理業務は、法務省の前身である司法省時代の明治年間から始まったそうです。昭和3（1928）年に司法大臣官房調査課に「司法研究室」が設置されて、それまでに収集された図書・資料等を収蔵したのが法務図書館の前身とのことであり、昭和23（1948）年に国立国会図書館法に基づき国立国会図書館の支部図書館となった際に、現在の名称になったそうです。

2.4 蔵書の特徴

法務図書館は、法務省の業務遂行の支援を行うことを主たる目的として図書・資料等を収集している法律専門図書館であり、法令集、判例集、コンメンタール、解説書などの法律関係図書や法律専門雑誌等を中心に、図書は和洋合わせて約32万冊、雑誌についても和雑誌が約420種類、洋雑誌も約80種類所蔵しているとのことです。

法務省は登記関係を扱う法務局、刑事事件を扱う検察庁、犯罪者等を収容する矯正施設、犯罪者等の更生支援を行う保護観察所、出入国管理を行う出入国在留管理庁、国民の安全を担う公安調査庁など、業務内容が異なる機関を全国に有しており、当該機関の業務に関する職員向けの図書館や図書室を保有している機関も多いため、法務図書館での受入図書は、法律専門図書館としてより専門性の高いものとしているとのことでした。なお、年間受入図書数は1,000～1,300冊程度であり、うち100～200冊程度が寄贈によるもので、また、受入数の10パーセント程度が洋書とのことでした。

2.5 利用の特徴

年間の来館者は約1万2,000人、レファレンスの利用は400～500件程度とのことであり、法務省職員以外の一般の方であっても、教育、調査及び研究目的であれば事前に利用したい日時や蔵書について連絡した上で閲覧等ができるとのことで、法務省職員以外の法曹資格者（裁判官、弁護士）、大学の研究者等の法学関係者については、初代館長の理念に基づき、一部サービスを除いて職員と同様に利用できるとのことでした。なお、最高裁図書館でも法曹資格者や法学関係者、弁理士や認定司法書士について職員と同様の利用が可能としており、それ以外の方についても書庫への立ち入りや資料の複写を可能としています。

また、法律専門図書館としてのニーズに応えるため、図書の分類や整理、受付カウンターやレファレンスの対応、新着コーナーの設置等の業務を、図書館業務に精通した民間業者に委託して運営しているとのことでした。

レファレンスの利用は、地方の法務局や検察庁からの、行政や裁判のためのものが多いとのことで、在京以外の裁判所の裁判官や書記官からの調査や複写依頼が多い最高裁図書館と同じ傾向にあるようです。外国法に関するレファレンスについては、最高裁図書館と同様に蔵書が少なくインターネットでの検索に頼ることが多いようで、国名をキーワードにして検索すると該当する情報がない場合でも、「外国」というキーワードで検索するなどして類推して調査すれば、より多くの情報を調べることができるというノウハウを伝授していただきました。

2.6 蔵書のデジタル化

法務図書館では、従前から図書のデジタル化を行ってきたとのことであり、国立国会図書館における資料の大規模デジタル化の推進を踏まえ、有識者から歴史的・学術的に価値を有するものとして選定されていた貴重書の一部をデジタル化したり、「明治150年」関連施策⁵の一環として、有識者監修の下、貴重書の目録を作成して、明治期に発行された貴重書の一部を中心にデジタル化を実施してきたとのことです²。デジタル化した貴重書については、デジタルで閲覧させる取扱いとし、原本は非公開として、保存性を高めるため書籍用の空調が整備された特別な図書室に保管した上で、年1回燻蒸をしているとのことでした。

最高裁図書館においても資料価値が高い可能性がある古い法律書を多数所蔵しており、蔵書の一部のデジタル化を行っていますが、その対象とする図書の選定を行う際には、選定方針や優先順位の在り方について悩むことが多いです。法務図書館のデジタル化への取組みのお話を聞いて、有識者が考える、デジタル化していくべきとされる法律書の具体的な基準がいかなるものかを知ることができれば、今後のデジタル化に向けた方針を立てていくにあたり非常に参考になると感じました。そして、限られた予算の中で効率的にデジタル化を進め、国民の資産でもある史料としての価値がある法律書を後世に伝えていくためには、有識者の考え方や具体的な基準そのものを、大学図書館を含む法律専門図書館が共有した上で、デジタル化を分担しながら進めていくことができれば良いのだろうなとも感じました。

3 法務図書館を見せていただきました

3.1 見学の流れ

本研修では、まず中央合同庁舎6号館A棟1階の会議室に全参加者が集まり、最初に法務図書館の業務概要及び運営状況について詳細な説明を受けました。説明が終わった段階で、質疑応答の時間も設けていただきました。

説明及び質疑応答の終了後、2班に分かれて赤れんが棟に移動し、法務図書館及び法務史料展示室・メッセージギャラリーを見学しました。

3.2 受付カウンター&一般利用者用スペース

赤レンガ棟2階の法務図書館に入ると、すぐ右側に受付カウンターが設けられており、2名のスタッフの方がおられました。

受付カウンターのスタッフは、全員が民間委託された業者の方で構成されているとのことです。

また、一般利用者は原則として図書室に入れないため、事前予約した図書を受付カウンターの前の閲覧スペースで閲覧するとのことでした。



写真2 受付カウンター&一般利用者閲覧スペース

⁵ 「法務省だより あかれんが vol.60 2018 March」
<<https://www.moj.go.jp/KANBOU/KOHOSHI/no60/8.html>>

3.3 職員等の検索&閲覧スペース

受付カウンターの脇を抜けると参考図書室があり、蔵書検索用の法務図書館図書情報検索システム用の端末が3台設置されていました。

利用者のうち約95%が法務省職員とのことです。そして、法務図書館の書架から図書を直接手に取ることができる法務省職員、裁判官、弁護士、大学教授等の法学研究者のための大きな閲覧スペースが、端末の奥に設けられていました。



写真3 職員等の検索&閲覧スペース

3.4 図書室

法務図書館は旧法務省本館の建物を利用しているため、ほとんどの図書室の大きさが異なっており、小規模の図書室が多いようでした。固定式書架だけの室、移動式書架が大半の室、両方が設置されている室があるなど、部屋の大きさに合わせて書棚の配置や種類が工夫されていました。

図書室が建物全体に分散しているため、職員用の閲覧スペースがある参考図書室や、閲覧スペースに近い図書室に使用頻度が高い図書等を配架し、利用者の利便性を図っているようでした。



写真4 参考図書室の書架

現在廃止になっている法律や条文が法律の改正や解釈の際に参考にされることがときどきあるため、法律書は古い時代のものであっても除籍するのが難しく、古い図書がそのまま配架されていることがよくあります。

第3図書室を見学したときには、同じ分野の新旧の書籍が時代を超えて同じ書架に配架されているのがよくわかる書架を見ることができました。

なお、第6及び第12図書室のように、貴重書の長期保存のために温度と湿度が特別に調整された図書室もあり、普段は施錠されているそうです。



写真5 第3図書室の書架

3.5 洋書

現在の司法制度は、開国以降続けられた近代国家への変容を目指す国家事業として、欧米の法制度を参考に、明治時代に編さんされた法典が元となって発展してきたものであり、また、国際的な商取引や国籍が異なる家族間の法律関係は、海外の法制度の影響を直接間接に受けることが多いので、法案を作成したり、法令の適用や解釈をする際には、海外の法制度の詳しい情報が必要になります。中でも、判例法主義が取られているイギリスやアメリカのような国では、過去に出された判決の内容やその分析が重要になるので、頻繁に判例集等の法律書が出版されています。

法務図書館では、欧米の法令集、判例集を中心とした洋書を約 11 万冊所蔵しており、蔵書約 32 万冊の 3 分の 1 近くを洋書が占めるそうです。洋書の利用は月に数件程度あるそうで、大半の洋書は普段施錠されている図書室で保管しているとのことでした。

見せていただいた洋書の書架では、発行されてから数十年以上経過したアメリカの判例集等が保管されていましたが、一部の書籍は損耗も進みつつあるようで、管理の苦労がしのばれました。



写真 6 第 13 図書室（洋書）の書架

4 法務史料展示室・メッセージギャラリーを見せていただきました

4.1 見学の流れ

法務史料展示室・メッセージギャラリー見学では、司法の近代化に関する各種史料等を展示した復原室、企画展示等を行う特別展示室、明治期に編さんされた法典等の貴重書等が展示されたメッセージギャラリー、お堀端から皇居が望めるバルコニーを、専門のスタッフの方に約 20 分で案内していただきました。

展示や説明については、法務図書館の司書業務やカウンター業務と合わせて民間業者に委託しているとのこと、多様な内容について、ポイントを押さえたコンパクトな説明を短時間でされていたスタッフの方の技量にも感心しました。



写真 7 復原室の展示案内

4.2 史料の展示

復原室では、大日本帝国憲法の発布と帝国議会の発足が行われる少し前の時期に起こった自由民権運動の著名事件（板垣退助暗殺未遂事件等）や、明治時代に行われた法令の編さんに関するさまざまな史料が展示されていましたが、ガラスケースの中に史料を展示するだけでなく、時代背景等を知らない見学者にもわかりやすい内容の説明板を設置し、さらに照明の当て方や配置を工夫した上で、詳細な説明が記載されたパンフレットも配布するなど、見学者の満足度を高める様々な工夫がされていました。



写真8 旧刑法の編さんに関する展示



写真9 貴重書（司法職務定制）の展示

また、特別展示室では、政府の干渉を受けながら司法権の独立を維持したロシア皇太子暗殺未遂事件（いわゆる大津事件）に関する展示や、昭和初期に行われていた陪審制度に関する展示がされており、メッセージギャラリーでは、赤れんが棟の建築や歴史に関する展示もされていました。法務史料展示室・メッセージギャラリーには、年間約1万7,000人の方が外部から見学に来ているとのことであり、我々が見学している間もひっきりなしに見学者が訪れていました。

5 おわりに

説明と見学を合わせて2時間の研修でしたが、いろいろな場所を見せていただき、あっという間に時間が過ぎていきました。他の支部図書館からの参加者の方も、自館と比較しながら熱心に見学されており、有意義な研修だと感じられていたのではないのでしょうか。私自身としても、最高裁図書館の運営について、日頃の業務に役立つ気づきをいくつも得た貴重な機会でした。また、法務図書館の内部だけでなく、法務史料展示室とメッセージギャラリーを見せていただいたことで、改めて見学者に対する演出の工夫の大事さを深く感じさせていただきました。

丁寧な説明及び対応をしていただいた法務図書館の皆様、今回の研修を企画してくださった中央館支部図書館・協力課の皆様、どうも有難うございました。

（きくち まさひこ）

国立国会図書館ビジョン 2026-2030

— 共につくる知の循環 —

国立国会図書館総務部企画課

1 はじめに

国立国会図書館は、国会活動の補佐を始めとする国立国会図書館法に定められた使命・目的を、この激変する情報流通環境の中においても変わらずに果たすため、「国立国会図書館ビジョン 2026-2030—共につくる知の循環—」を定めました。本稿でご紹介します。

2 ビジョンの方向性

このビジョンに掲げる「知の循環」とは、知識・情報の集合体である「ナショナル・コレクション」が国会活動、知的活動、その他様々な活動のために活用され、その結果生み出される知的生産物が更にコレクションを発展させていく一連の循環を意味します。「ナショナル・コレクション」が、世界的・普遍的な情報アクセスの一翼を担い、その役割を果たすために、コレクションを構成する情報は情報流通環境に対応して変わらなければなりません。

国立国会図書館は、これまで専ら自館において構築してきた「ナショナル・コレクション」を、情報流通環境の変化に適応させていくとともに、関係機関と連携して拡充することを目指します。また、「ナショナル・コレクション」を基盤として、知的資源を利用し、生産し、又は管理する全ての人々と共に「知の循環」をつくることを目指します。このために、令和8年度からの5年間で次の5つの事業を重点的に実施します。

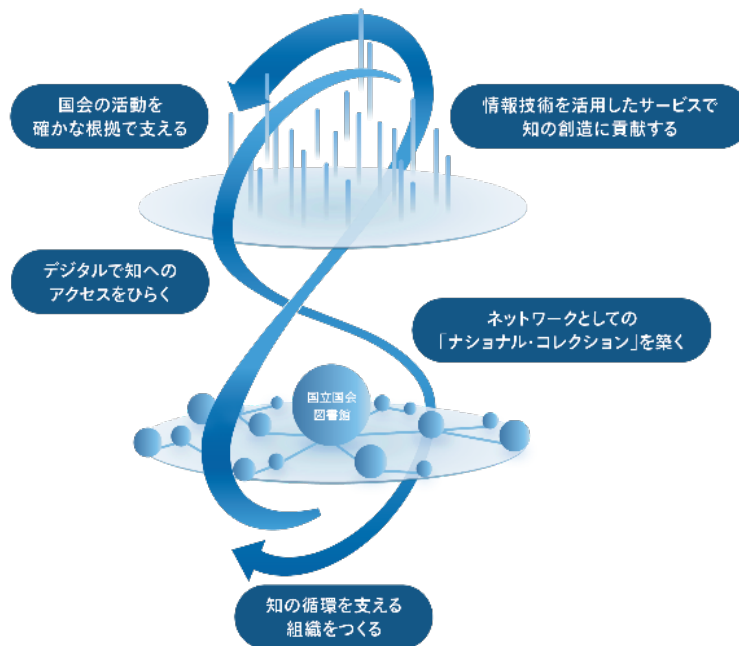


図 「国立国会図書館ビジョン 2026-2030—共につくる知の循環—」 5つの重点事業

3 5つの重点事業

3.1 重点事業1 ネットワークとしての「ナショナル・コレクション」を築く

インターネット資料及びオンライン資料の収集制度による収集対象の拡大を図るとともに、様々な機関との連携協力を組み合わせることによって、分担保存と統合的アクセスを基本原理とする「ナショナル・コレクション」を構築することを目指します。また、紙等の有体資料と無体資料（電子書籍・電子雑誌）の収集・組織化を統合・一元化する方向を目指します。

【重点実施事項】

- (1) デジタル情報資源の収集強化
- (2) 国全体としてのデジタル情報資源の保存とアクセスの担保
- (3) 紙と電子（有体資料と無体資料）の収集・組織化の一元化

3.2 重点事業2 デジタルで知へのアクセスをひらく

資料のデジタル化の推進、読書バリアフリーの視点を組み込んだ資料・サービスの整備により、知の基盤をデジタルへ統合し、より多くの情報資源に誰でもアクセスできる環境を作ることを目指します。

【重点実施事項】

- (1) 所蔵資料のデジタル化、全文テキスト化及び所蔵デジタル資料のマイグレーションの推進
- (2) 知へのアクセスの保障を実現するための読書バリアフリーの推進

3.3 重点事業3 国会の活動を確かな根拠で支える

国立国会図書館の第一義的任務である国会サービスを着実に実施し、国会議員の活動や国政審議を十全に補佐します。国立国会図書館の有する資源と先進的な情報技術を活用し、調査サービスを一層高度化します。さらに、外部機関との連携により、調査サービスを充実させます。また、国会発生情報へのアクセスを整備するとともに、国政課題に関する調査研究の成果について広く国民の利用促進を図ります。

【重点実施事項】

- (1) 国会サービスの着実な実施と高度化
- (2) 外部機関との連携の強化による調査サービスの充実
- (3) 国会発生情報へのアクセス整備と調査及び立法考査局刊行物の利用促進

3.4 重点事業4 情報技術を活用したサービスで知の創造に貢献する

情報技術を活用した、遠隔サービスの利用拡大及び図書館ネットワークの発展により、広域サービスを確立するとともに、人が AI と共に知の創造を行う時代に向けた情報探索サービスを構築することを目指します。また、以上のようなサービス環境に対応した来館サービスを提供することを目指します。

【重点実施事項】

- (1) 遠隔サービスの利活用の促進と図書館ネットワークの拡充
- (2) 情報探索環境及び情報探索支援コンテンツの充実
- (3) 調査研究を支え、知との出会いの場となる来館サービスの実施

3.5 重点事業5 知の循環を支える組織をつくる

生成 AI を始めとする先進的な情報技術を、新規業務・サービスの開発や業務プロセスの見直し等に活用できるよう、環境整備を進めます。また、時代の変化に適応した人材育成を行うとともに、組織編成や資源配分の枠組みの見直しを行うこと等により、課題に取り組む体制を整備します。

【重点実施事項】

- (1) 生成 AI 等の先進的な情報技術の活用・開発に向けた環境整備
- (2) 時代の変化に適応した人材育成、専門人材等の確保
- (3) 課題に取り組むための組織編成と資源配分

4 さいごに

「国立国会図書館ビジョン 2026-2030—共につくる知の循環—」の詳細については、国立国会図書館ホームページ¹もご覧ください。

令和8年度からの5年間もみなさまのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(こくりつこっかいとしょかん そうむぶ きかくか)

*本稿におけるインターネット情報の最終アクセスは、2026年4月3日である。

¹ 「国立国会図書館ビジョン 2026-2030—共につくる知の循環—」

<https://www.ndl.go.jp/aboutus/vision_ndl>

図書館等公衆送信サービス開始から一年

国立国会図書館利用者サービス部複写課 服部 菜都子
高橋 玲奈

1 はじめに

令和3(2021)年著作権法改正により、一定の要件を満たした図書館等(以下「特定図書館等」という。)が、著作物の一部分をメールなどで送信(以下「公衆送信」という。)する図書館等公衆送信サービスが可能になった。公衆送信を行う場合、権利者保護の観点から、著作権法第31条第5項により、著作権者に補償金を支払う必要がある。また、全ての図書館資料が対象ではなく、同法第31条第2項ただし書¹を踏まえた「図書館等における複製及び公衆送信ガイドライン」²(以下「ガイドライン」という。)にて、公衆送信の対象外資料が規定されている³。

国立国会図書館(以下「当館」という。)では、「遠隔複写(PDFダウンロード)サービス」(以下「PDFダウンロード」という。)の名称で、図書館等公衆送信サービスを実施している。本稿では、PDFダウンロードの概要、その開始までの経緯、現況及び今後の課題を概観する。

2 PDFダウンロードの概要

当館では、従来から実施してきた紙の複写物を郵送する「遠隔複写(郵送受取)サービス」(以下「郵送受取」という。)に加えて、PDFファイルで複写物を提供するPDFダウンロードを、令和7(2025)年2月から開始した。

PDFダウンロードは、当館の個人の本登録利用者が有効なメールアドレスを登録している利用者のみが利用可能であり、「国立国会図書館サーチ」⁴(以下「NDLサーチ」という。)にログインして申し込む。

PDFファイルのダウンロードが可能になると、請求情報や支払方法⁵の案内とともに、利用者に電子メールによる通知を行う。利用者は、NDLサーチにログインしてPDFファイルをダウンロードし、料金を支払う。料金に含まれる著作権者への補償金は、当館から、補償金管理団体である一般社団法人図書館等公衆送信補償金管理協会(以下「SARLIB」という。)に支払う。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセスは、2026年5月28日である。

¹ 「当該著作物の種類(著作権者若しくはその許諾を得た者又は第79条の出版権の設定を受けた者若しくはその公衆送信許諾を得た者による当該著作物の公衆送信(放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあっては送信可能化を含む。以下この条において同じ。)の実施状況を含む。第104条の10の4第4項において同じ。)及び用途並びに当該特定図書館等が行う公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合」

² 図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会. 図書館等における複製及び公衆送信ガイドライン.
<<https://www.sarlib.or.jp/wp-content/uploads/2023/08/31guidelines230830.pdf>>

³ 公衆送信の対象外資料として、一般社団法人図書館等公衆送信補償金管理協会が指定するもの、楽譜、地図、写真集、画集、発行後1年を経過していない定期行物(ただし新聞については、次号が発行されていないもの)が定められている。

⁴ 国立国会図書館. 国立国会図書館サーチ.
<<https://ndlsearch.ndl.go.jp/>>

⁵ 利用者は、電子メール本文に記載された口座に、銀行振込で支払う。海外在住の利用者に限り、クレジットカードによる支払いが可能である。

3 PDFダウンロード開始までの経緯

PDFダウンロード実施のために、当館では令和4(2022)年夏頃から本格的な検討を開始し、次の準備を行った。

第一に、各種法規の整備である。当館の一般向け図書館サービスについて定める国立国会図書館資料利用規則⁶の改正により、PDFダウンロードを実施する根拠規定を設けた。また、「複写料金に関する件」⁷の改正により、PDFダウンロードの料金に関する規定を設けた。加えて、PDFダウンロード利用規約⁸も制定した。これはガイドラインの規定により、送信データの不正拡散の防止のため、利用者に対し利用規約への同意を求めなければならないからである。さらに、①資料群ごとのPDFダウンロード対象可否、②PDFダウンロード利用時の注意点⁹、③PDFダウンロード申込件数の上限等、それぞれ規定を設けた。

第二に、PDFファイル作成に必要な機器の準備やシステム改修である。ガイドラインでは、送信データの不正拡散防止のため、電子ファイルに利用者ID及びファイルの作成館名を挿入することが定められている。また、美術の著作物については、画像の解像度や透かし挿入等の条件も定められている。こうした条件を漏れなく満たしつつ、一定の品質のPDFファイルの提供を可能とするため、新たに調達したスキャナ等で必要な設定を行った。さらに、電子ファイルへの利用者ID等の挿入が自動化できるように、当館の業務システムの改修も行った。

第三に、複写可否の判断や料金算定に係る人為的なミスを防止するための、システム改修である。例えば、郵送受取とPDFダウンロードとでは対象資料群が異なるため、業務システムの機能により、一部の資料群については、PDFダウンロードの申込みができないような制御を行っている。また、郵送受取では紙の請求書を製品に同封して送付しているが、PDFダウンロードでは請求情報を電子メールで送信できるように業務システムを改修した。

第四に、サービス実施のための業務研修である。特定図書館等の要件とされる著作権法、ガイドライン等に関する研修は、サービス開始の約3か月前に行った。このほか、補償金の要否判断と算定やスキャナ操作等に係る、より実務に即した業務研修も実施した。

4 PDFダウンロードの利用状況

令和7(2025)年2月20日のサービス開始から同年10月末までのPDFダウンロード申込件数¹⁰(図1)は、13,819件であった。同年3月から7月にかけての申込件数は1,800件/月程度であったが、8月を境に約1,400件/月と減っている(背景は後述)。3月以降の各月の遠隔複写申込全体に占めるPDFダウンロードの割合は、おおむね6%から8%に相当する。

⁶ 国立国会図書館資料利用規則。<<https://www.ndl.go.jp/file/aboutus/laws/a5311.pdf>>

⁷ 複写料金に関する件。<<https://www.ndl.go.jp/file/aboutus/laws/a5333.pdf>>

⁸ 遠隔複写(PDFダウンロード)サービス利用規約。
<https://www.ndl.go.jp/file/copy/remote/terms_rpspdfdl.pdf>

⁹ 「国立国会図書館における資料の複写サービス利用上のお願い」より「遠隔複写サービスの利用について」<<https://www.ndl.go.jp/copy/rule#remote>>

¹⁰ いずれも東京本館、関西館、国際子ども図書館の三館の実績を合計する形で集計を行った。

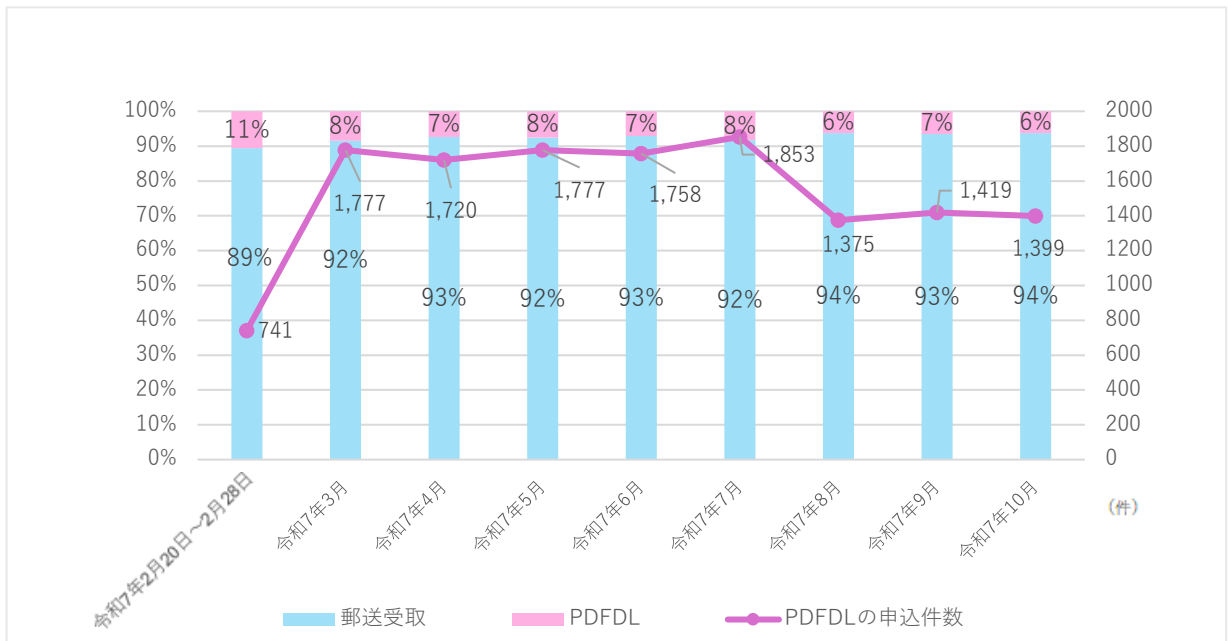


図1 PDFダウンロードと郵送受取の申込割合・PDFダウンロード申込件数

5 PDFファイルの提供状況

PDFファイルの作成は、紙資料からのスキャン、マイクロ資料からのスキャン、「国立国会図書館デジタルコレクション」収録資料からの変換、古典籍資料等の紙資料のデジタルカメラ撮影により行っており、画像の作成単位を「コマ」と呼んでいる。サービス開始から令和7年（2025）10月までの合計提供数は約61,000コマであり、令和7（2025）年3月から同年10月までの月平均提供数は約7,500コマ/月である（図2）。

サービス開始から令和7（2025）年10月末までのPDFダウンロードの申込み13,819件のうち、実際にPDFファイルの提供に至ったのは9,656件である。提供に至った申込みを割合で見ると、令和7（2025）年7月以前はおおむね月平均70%を超えているところ、8月以降月平均60%台へと減少した。一方で、謝絶となった申込みの割合は、サービス開始から令和7（2025）年7月までは月平均約19%であるが、令和7（2025）年8月以降は月平均で25%を超え、顕著に増加している。これらは、同期間の郵送受取全体の謝絶の割合（約9%）¹¹と比して、明らかに高い（図3）（謝絶が多い背景は後述）。

¹¹ 174,553件中15,618件。

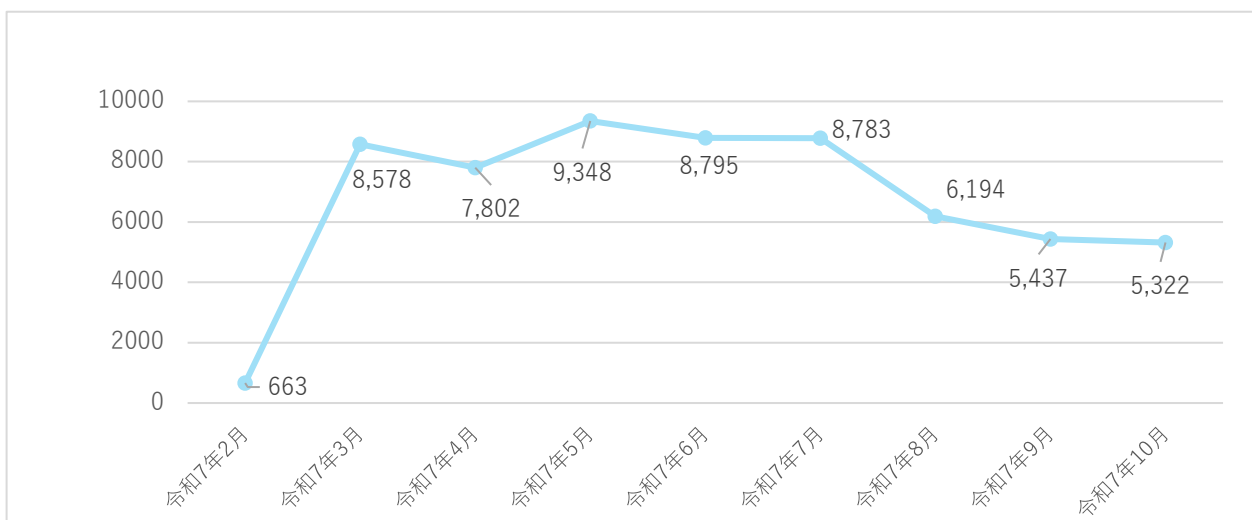


図2 PDFダウンロード提供コマ数（三館合計）

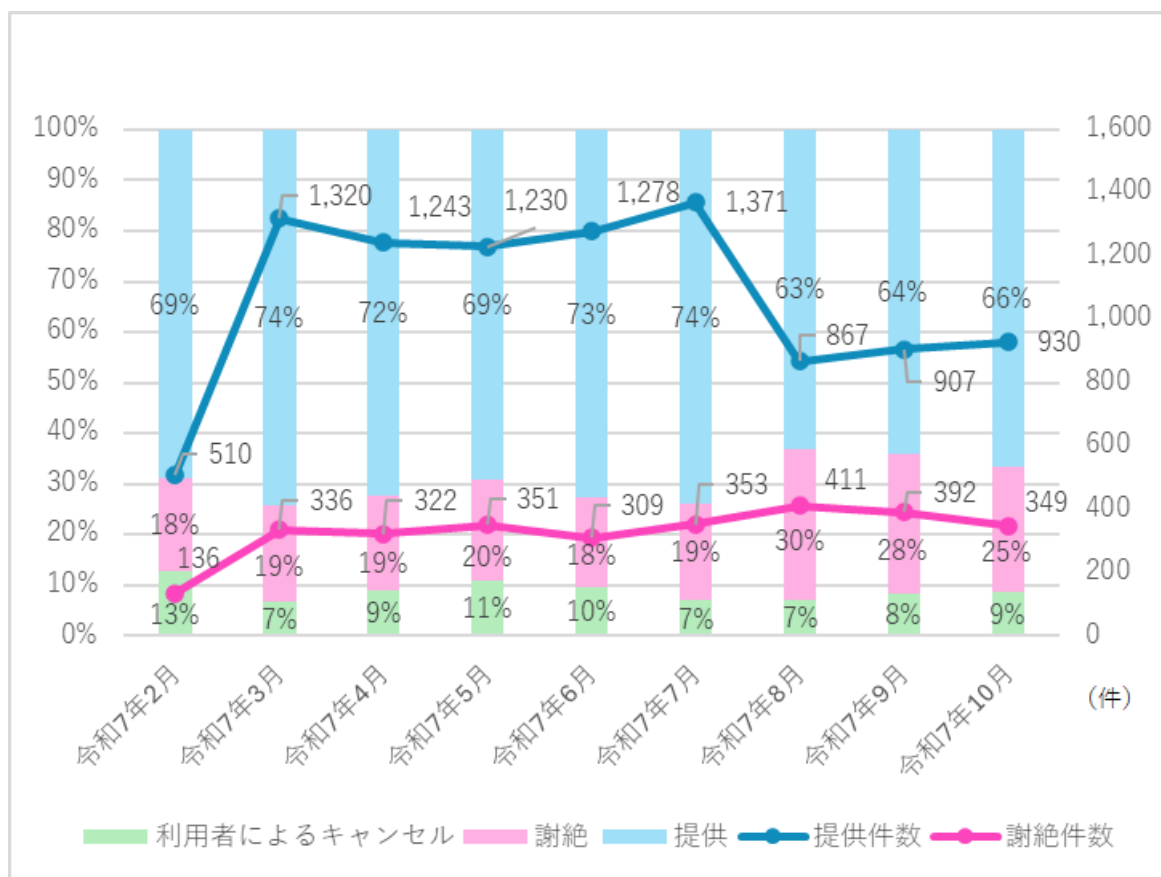


図3 PDFダウンロードの提供状況（割合と件数）（三館合計）

6 PDFダウンロードと補償金—当館の工夫—

前項までで見てきたとおり、PDFダウンロードの申込件数は郵送受取に比して少なく、一方で謝絶割合は高い。その背景としては、補償金により複写料金が相対的に高額となることの影響が大きいと考えられる。

PDFダウンロードの申込みに際し、複写料に補償金が含まれることへの利用者の理解を促すため、当館では、申込みの過程で料金のシミュレーションを行う画面を経るよう、NDLサーチを改修した。機能の特徴は、以下の三点である。

- (ア) 複写するページ数を入力すると、補償金を含む推定複写料金を確認できる。
- (イ) 利用者自身が上限金額を設定することを必須とし、「指定した金額を超えたらこの申込みはキャンセルする」旨を画面上に明記。
- (ウ) 郵送受取とPDFダウンロードの推定金額をそれぞれ表示し、申込み完了前であれば郵送受取へ切り替えができる。

特に(イ)について、サービス開始当初は「金額にかかわらず複写する」のボタンがあり、上限金額の設定が任意であったが、令和7(2025)年7月下旬のNDLサーチの改修により、上限金額の設定を必須とした。これにより、補償金を含む推定複写料金が利用者に確実に伝わるようになり、推定金額を許容できない場合には申込みを行わない等により、8月以降はPDFダウンロードの申込みが減少したものと考えられる。一方で、上限金額の設定を必須にしたことで、上限金額を超過したため謝絶となったケースも多くなり、結果として謝絶割合が高まったと考えられる。

7 今後の課題

PDFダウンロードの課題として、特定図書館等に求められる多くの要件を満たすための実務面・システム面の体制を、将来にわたって維持することが挙げられる。

実務においては、郵送受取で従来から行ってきた著作権判断に加え、補償金の要否判断と算定等の手順に習熟する必要がある。研修体制を整備することで、各作業者の習熟をより着実なものとしていきたい。

システム面においては、SARLIBが公衆送信対象外と指定する資料への申込みを不可とする方策を検討中である。SARLIBのホームページには、対象外資料として国内刊行の約1,400タイトル、海外刊行の数百万タイトルが掲載されているが¹²、目視確認が漏れて誤って送信することを防ぐ必要がある。

当館が令和7年5月7日から9月30日までの期間に実施した令和7年度利用者サービスアンケートによれば、PDFダウンロードに対し「今後利用したい」という回答は全体の約80%を占めており¹³、本サービスへの期待や注目が高いことがうかがえる。利用者から寄せられる期待や反響を日々受け止めつつ、実務担当者として上記の課題に対処することで、今後とも円滑なサービス提供に尽力したい。

(はっとり なつこ)

(たかはし れいな)

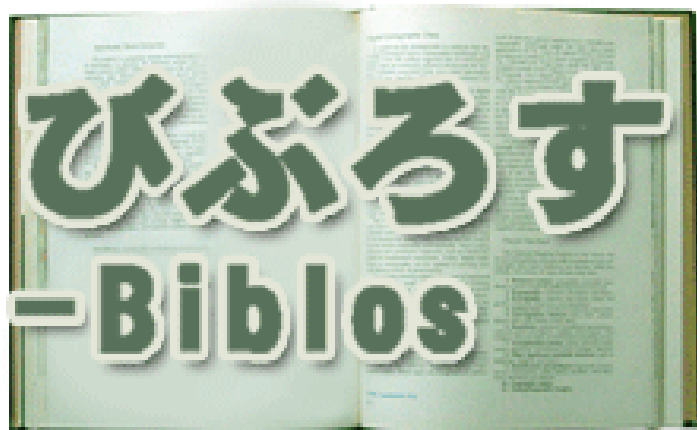
(執筆者の所属は、令和8(2026)年3月現在のものである。)

¹² 図書館等公衆送信補償金管理協会. 送信除外対象資料について.

<<https://www.sarlib.or.jp/library/#exclude>>

¹³ 令和7年度利用者サービスアンケート単純集計結果 問2(5)より

<https://www.ndl.go.jp/aboutus/user_surveys/fy2025/user_survey_simple>



102号

令和8(2026)年5月

発行 / 国立国会図書館総務部

ISSN : 1344-8412

 国立国会図書館
National Diet Library, Japan